

農業政策立法に関する基礎的研究

土 屋 生

は し が き

農業政策立法は、農業政策目標達成手段が、国家により承認され、国家権力によって担保された表現形式である。ところで農業政策目標達成手段を確立するためには、農業法制を制約する諸条件についての理解がなければ不可能である。そのことは、農業水利法制についても異なる所はないであろう。そこで、本稿では、農業水利法の主観的形態たる農業水利権を制約するであろうと考えられる主要な条件、すなわち、農村構造ならびは農業技術と農業水利権との関係を農業水利実態の調査資料と史料とによって、若干の考察を試みんとするものである。

I 農村構造と農業水利権

農業水利権は、灌漑用水を媒介とする農民対農民の権利関係であるから、農民の集団である農村社会を、農民の土地所有関係、身分関係をめぐって形成された構造面に着眼するなれば、この水利権と農村構造との間には相互依存関係が存在するようである。

この点に着眼して研究を試みたものには、喜多村氏の「日本灌漑水利の史的研究」^(注1)、木下氏の「水利と農村構造」^(注2)、馬場氏の「水利と部落構造」^(注3)、渡辺氏の「農業水利権研究」^(注4)、があるが、喜多村、木下両氏の研究は、水利慣行の農村社会への依存関係の分析であり、両氏とも農村社会の非近代性は、水利慣行の非近代性に依存するとなし、そして喜多村氏は、この水利慣行の非近代的性格の温存されている理由として、第一に、日本農業が水稲作を主とする農業であること、第二に、明治維新が日本農業の内部構造に関する限り、何んらの変革が見られなかったからであると指摘している。

最近において、千葉正士氏が、「村落に於ける家と同族的構成及び身分階層制」^(注5)の中で、人工灌漑用水による長野県の三村落の調査研究から、生産条件の一としての水利慣行内容たる用水利用管理の構造と運営そのものが、村落構造特に、同族構成と身分階層制を規定するものであること

を示している。また、渡辺氏の研究は、農村社会を水利との関係で眺めるなれば、それは水利社会であり、水利共同体であるとなし、農業水利権との関係で見れば、水利権の第一次主体としての共同体であると規定し、この水利共同体の支配関係が水利の支配関係であると措定し、この水利共同体の支配関係は、内部的には、地主層が特権的優位的・地位において用水を利用していること、外部的には、明治・大正・昭和にわたりて、近代法的・個人法的・制度の導入により、用水団体の公法人化制度を利用して、これら法人の役員層を構成することによりて、管理運営面から水を支配するという関係において、いずれも地主層が水の支配者であると指摘し、その関係は、今次農地改革によっても変革されていないと結論している。

以上各氏の論述は、いずれも従来一般に意識されていた点、すなわち、農村社会は、現在においても、依然として、近代社会化せず、その封建的性格が農業水利権に反映していると指摘しているが、封建的性格を帯有しているとされている農業水利権のそのものの形態や構造の変化に対応する性格の変化については充分明らかにされていないようである。したがって、私は本論文において、それらの点を明らかにすることを主たる課題として取りあげて見ることにしよう。

(1) 具体的事例

上に摘示した課題を実証的に解明するためには、なるべく封建的性格が強く残存していると思われる水系を選定し、その水利関係の様相はどのようなものであるか、それがまた、どのような部落構造によって支えられているか、また、今次の農地改革によりどのような変化が生じたについて実態調査する必要がある。その目的によって調査した事例について見ることにしよう。

事例(1) 雄蛇池水系

(A) 雄蛇池

東金市養安寺と山口との境界に位置する所に古来より白鳥沼と称する小沼があったが、この沼は、慶長の初期において雄蛇池に名を改められたのであるが、水量きわめて少く、近隣の用水池としては、ほとんど利用価値は認められず、当地方の田地は旱害を受けることが甚だしい状態であった。そこで、徳川家康の時代、代官島田伊伯之を憂い、慶長9年より同19年に至る10年の歳月を費やし、溪谷と水田に堰堤を築造して、貯水池とせる池にして、池の総面積25町歩余、水源保護のため、入会山林20余町歩がある。貯水池の地籍は、養安寺の田地を包含しておったため、慶長7～8年頃、水下10ヶ村(山口、田中、福俵、台方、辺田方、高畑、押堀、川場、堀上、大豆谷)は、養安寺に対し、地籍の代償として、替地の提供と、この地の居住者に移転料を支払い、承認を得たものであるから、築造当時から10ヶ村の入会地として独立の一区画をなしていたが、明治22年町村分合当時大和村に編入され、今回の町村合併により、東金市に編入されたのであるが、10ヶ部落入会共有地であることには変りはない。

昭和9年農林省補助のもとに、増水工事を起工し、同17年完成してから灌漑面積1,200町歩となっている。

(B) 用水組合

池及び用水の管理統制に任ずる組織として、雄蛇池用水組合がある。慶長以来の申合せ団体にして江戸時代の村を構成単位とする村落連合組合である。この用水組合に二つの機関がある。すなわち、意思機関としての参会と、執行機関としての堰守である。

参会は各村（現在は部落）の代表者として、田中部落二名、その他の部落一名を以て構成されており、毎年三月の峰廻りの時及び番水の際に招集される。各部落の代表者の選任は、旧慣にもとづき推せん制をとっている。以前は、この代表者は、水利委員として部落長以外の者が、その位置についたのであるが、現在は、区長が代表者を兼任する形になっている。したがって、井組の各区の水利代表者は区長になると共に水利委員であるという二重の性格を持つのである。なお、この代表者は、以前は、特定の家格のある者、すなわち、地主層から輪番に選任されておったが、現在では若干変質しているようである。任期も以前は相当長期にわたったようであるが、現在は二年交代であり、無償で名誉職である。

堰守は、慶長以来世襲制を守り、現在も築造当時の堰守であったといわれる。八郎兵衛の子孫である松戸重太郎及び分家の坂卷子之助の両氏がその任に当たっている。世襲制の理由については、明らかではないが、当地の古老の語るところによれば、池築造の当時に、先祖の八郎兵衛が池築造について特別の功績を立てたがため堰守に任ぜられ、以後代々堰守に任ぜられるようになったということである。

堰守の任務の主なるものは、

- (a) 番水の執行
- (b) 池及び入会山の管理
- (c) 井組各部落への連絡
- (d) 参会に関する庶務会計
- (e) その他

以上のようになっている。

堰守に対する報酬は番給と称せられ、年額四石八斗で食糧管理法施行以前は現物で支給されておったが、現在は生産者価格に換算されて金銭で支払われている。この番給の財源は次の負担割にて各部落より徴収させている。

田中三斗、大豆谷三斗、山口、福俵、台方、東金、押堀、堀上、川場、各々六斗

これによって見るに、田中及び大豆谷は他部落の半額であることがわかる。大豆谷の半額であるのは水利権の強弱関係を示すのではなく、当部落は部落内の水田には全然配水を受けていないが、

部落民のうち、田中等へ出作している者に対する配水への負担額として支払うわけであるが、田中部落の場合は、水利権の強さを示すと共に地元なるが故に、池の直接管理に任じておるとい理由によるものである。

参会招集の手続は、峰廻りの際は、田中代表者より各区代表者に、毎年三月に参会の日時、場所を通知するを以って通例とされている。峰廻りは、池の周囲を一廻りして池の破損箇所の有無を検査し、破損箇所あるときは、旧慣により田中部落の番水量半減の処置を取ると同時に、破損箇所の修理をなさしめるためである。

番水必要の際に行う参会は、田中代表が任意に招集するわけではなく、三部落以上より番水の要求があるとき、はじめて招集の日時、場所を各部落に通知するわけであるが、実際には、二部落より要求があるときは、田中部落を加え、三部落となし規定に従って招集されているようである。参会の議席は次に示す如く、旧慣により定められているがこれは、各部落の水利権の強弱関係のある程度まで表現しているようである。

副議長席 田中 台方 東金 堀上
 議長席 田中
山口 福俵 大豆谷 押堀 川場

議長、副議長は、田中代表が独占している。

明治以前は山口代表が議長及び副議長の席にあったが、明治年代に入ってから、両者の間に地元争が起り田中の勝利となり、それ以後現在に及んでいる。議事は多数決によらず、全員一致の制度を取っているが、これは形式で実際は田中代表の発言により全員賛成の形を取っているとのことである。参会の定足数については、特別の規定はなく、慣習的には、三区代表の出席で開会され、決議もされているようである。

参会の権限は、次の事項を議決することである。

- (a) 番水に関する事項
- (b) 池及び幹線水路の維持、改修に関する事項
- (c) 水利費負担に関する事項
- (d) 入会山の管理に関する事項
- (e) 池及び入会山の利用に関する事項
- (f) その他

(C) 番 水

この地方においては、灌漑期における雄蛇池の水を特に「番水」と称し、他の小川からの用水と区別している。また、雄蛇池用水でも、苗代仕付けのための水は特に、「苗代水」と称している。各部落の水田は、一般に「番水田」と「地水田」とに区分されており、番水田は雄蛇池の水に完全

に依存している水田であり、地水田はそれ以外に小野川及び滝川の溝渠から用水を受けることの可能である水田の意味である。

番水割は、参会において順位が決定されることは前に述べた通りであるが、それは旧慣に基づいて行われるのであるが、その順位は一定しているのではなく、参会の都度異なるのである。分水量は耕地面積によるのではなく部落単位として大豆谷を除いては皆平等である。次に番水制の事例を示そう。

昭和24年の事例

一番水 昭和24年7月19日参会にて決定

水量5尺9寸

日	時	水量	順位
7月20日	午前7時—7月21日午前7時	4寸4分	山口
" 21 "	" 22 "	4寸5分	福俵
" 22 "	" 23 "	4寸6分	台方
" 23 "	" 24 "	4寸7分	田中
" 24 "	" 25 "	4寸7分	押堀
" 25 "	" 26 "	4寸8分	川場
" 26 "	" 27 "	4寸9分	堀上
" 27 "	" 28 "	5寸	東金
" 28 "	" 29 "	2寸5分	大豆谷

二番水 昭和24年7月28日決定

日	時	水量	順位
7月29日	午前7時—7月30日午前7時	5寸	山口
" 30 "	" 31 "	5寸3分	福俵
" 31 "	8月1日午前7時	5寸7分	台方
8月1日	" 2 "	6寸2分	押堀
" 2 "	" 3 "	7寸5分	川場
" 3 "	" 4 "	8寸3分	田中
" 4 "	" 5 "	9寸2分	東金
" 5 "	" 6 "	5寸	大豆谷

三番水 昭和24年8月5日決定

日	時	水量	順位
8月6日	午前7時—8月7日午前7時	2寸	堀上
" 7 "	" 8 "	3寸	福俵
" 8 "	" 9 "	4寸	川場
" 9 "	" 10 "	5寸	押堀
以下			東金

昭和29年の事例

一番水 8月11日参会にて決定

日	時	水量	順位
8月12日	午前7時—8月13日午前7時	2寸	山口

日	時	水量	順位
8月13日	午前7時—8月14日午前7時	2寸5分	福俵
“ 14	“ “ 15 “	3寸	田中
“ 15	“ “ 16 “	5寸2分	堀上
“ 16	“ “ 17 “	5寸8分	川場
“ 17	“ “ 18 “	6寸4分	押堀
“ 18	“ “ 19 “	3寸5分	台方
“ 19	“ “ 20 “	7寸8分	東金
“ 20	“ “ 21 “	4寸	大豆谷

上記の実例により明らかなように、番水は毎年行われるのではなく、その年の用水の必要度により早ばつの年には回数が多くなるのである。明治以来の記録によれば、最も多く行われたのは、昭和15年の大早ばつの際は四番水まで行われているが、平年は一番水または二番水である。順位において山口が第一順位であるのは水利権の優越を示すというわけではなく、山口の地盤が高位にあるので水位の高いときに、引水しなければ通水が困難なためである。分水量の決定に部落割として耕地面積に依らないで、早ばつの程度を考慮して行われている。

大豆谷の半量なるは前に述べた理由によるのであるが、田中の場合は往古においては、大豆谷同様に他村の半量であったが、明和3年の取極めにより他の同様になったことは、次の証書によって明らかである。

男蛇池水面定証之事^(注6)

九ヶ村用水雄蛇溜池の義古来より八ヶ村一昼夜宛番水引来候処近来池水不足5月上旬の内池水涸れ仲間村々一統致難儀候。雄蛇池の義者出水湧水無之天水溜池の義依之当年仲間寄合致相談候意趣旨右溜池霖雨又者大雨洪水の砌池水溢堤通り覚束無心得古来より空川掘置候。此場所毎月仮留切普請之義故、平生川魚等に被破殊に、急雨の時杯者被押破池水甚致不足自然と用水不足の年及数度候付、此度相談相知り、水門の笠木下端より溜水一盃之以分量水面、杭立置、田中村名主役人惣百姓処迄、相頼水面杭一盃に水溜り候様に、世話仕候筈に相極り候。依之水半割余計に為引取、番水八ヶ村併に引取可申候、田中村の義者、右溜池番水日割の義、大豆谷と組合両村にて相立勿論普請入費等も、両村にて一ヶ村分差出候。此度溜水世話仕候付、仲間村々同様に番水引取候筈に相極り申候、然る上者、雄蛇池之義、自今田中村中申合昼夜堤空川通迄、心を付水面杭一盃に水溜申筈に相極候。然共、天災者、格別年々三月中、立会致之節致等閑候義有之候はば、番水申分割を以引取申定候。且溜池普請人足諸入用等は、是迄之通大豆谷村、可為同様、為後証仲間村々連印仍而如件

明和三年戌六月一二日

田中村外関係者名主一同連署

この文書によれば、田中村は他村と同量となると同時に、池の管理責任を負担するに至っている。もし、その管理を怠り池に破損を生ぜしめるような場合は、番水量を半減せしめられる取極めとなっており、その破損の有無を検するのが、例年3月に行われる峰廻りと称する慣行である。しかしながら、この取極めが根拠となり、池の直接の管理責任と管理権が田中に帰属することになり、長年の間、これが慣行として実行せられる間に、遂に田中部落は、これが特権的な地位を形成するに至り、現在においては、各種の点において他部落に対して優越的地位を有しているのである。分

水の方法は、分水尺による水深の測度と時間との両者を併用しているが、実際には、分水尺が基準となり、一昼夜番水となっているも水尺による割当量だけ放出されると時間内でも水門は閉されるのである。

(D) 通水及び部落内の配水

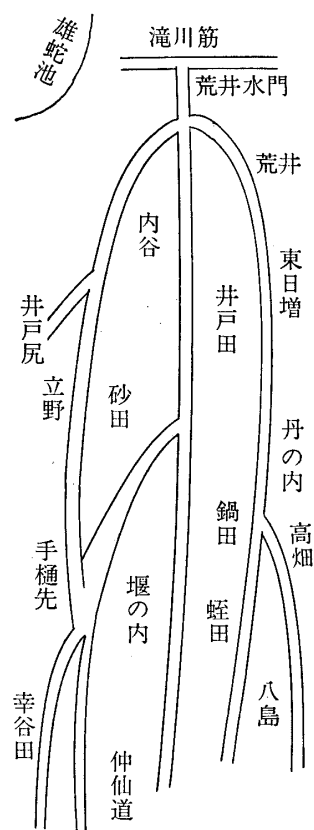
かくして分水された水は、堰守及び水利委員の管理のもとに山口、田中は小野川筋及び用水路により、福俵は、小野川及び滝川両川筋ならびに用水路により、旧東金関係部落は、滝川筋及び用水路により各部落に配水されるのである。各部落においては、当該部落において選出したる水利掛(区吏員)により各部落毎に定められたる基準により部落内の小部落及び農民に配水されるのである。

一例として、福俵部落の配水慣行を次に述べて見よう。この部落は、荒井、西門、東門、宿、小野、蛇島の六つの小部落より構成されており、参会の決定に基づき分水された水は、水利掛の管理に移るのであるが、この水利掛は専門の吏員ではなく、区吏員が番水の行われる際の部落内の用水管理の任に当ることになるので、平素は区吏員として部落の行政一般に任ずるわけである。

この吏員の構成は、区長1名、区長代理2名、会計係2名、一般吏員4名計9名よりなり、各部落から1~2名推せんされて部落の寄合により決定されるのである。区吏員に選任される者は、農地改革以前は、地主層で構成されておったようだが、現在は耕作農民からも選出されているようである。かくして選任された、区吏員たる水利掛の管理により配水されるのであるが、これには次の方法が取られている。

(a) 滝川筋を通ずる用水

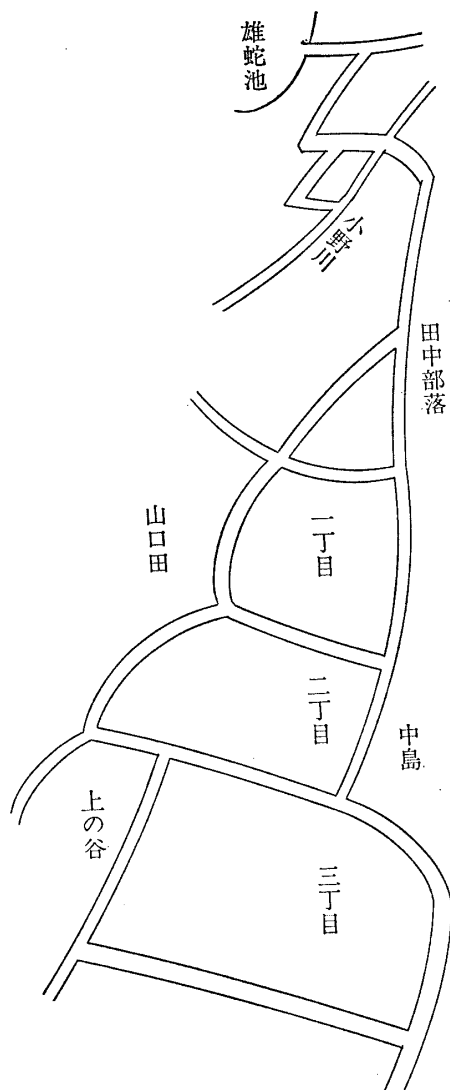
この用水は第1図の示す如く、東日増、西門、荒井、円の内、高畑、八島、蛭田、八島、内谷、新畑、砂田、井戸田、堰の内、仲仙道、削置、幸谷田、手樋先、井戸尻、下谷、立野、鍋田等の地区に配水されるのであるが、荒井水門(一名勘兵衛樋)により本流7、内谷方面2、日増方面1の割合で分水され、分水された水は上流より順次に農民個々の水田に配水されるのである。



第1図

(b) 小野川筋を通ずる用水

この用水は第2図のように、一丁目、二丁目、上三丁目、下三丁目、山口田、蛇新田、蛇田の地区に配水されるのであるが、各地区への分水割については、特別の定めがなく、上流から順次に配水されているようである。



第2図

両用水とも、農地改革以前は、早ばつの際は地主中心に配水されていたのであるが、現在は耕作者全体に公平に分配することを主眼として、水利掛の管理のもとに行われるわけである。

(E) 用水の譲渡及び用水権移転

用水権の売買は行われておらぬが、用水そのものは、部落対部落、たとえば、田中と福俵、台方と東金等で行われており、農民の個人間でも行われているようである。いずれの場合においても、完全な売買という形式は取っていないようである。たとえば、部落対部落の場合で見れば、一方の部落の余水を下流の部落に分けて与えると程度で、それに対して「お礼」という形で相手部落の水利掛が簡単な会食する程度の酒肴を贈っている位である。

用水権の移転関係については、この地方では、用水権は農地に附随していると考えられているので、用水権だけの移転現象は見られない。したがって、農民は農地を媒介としては用水権の主体であると意識されているから、今次の農地改革により農地所有権と共に用水権も移転すると意識されたので、何等の問題も発生しなかったようである。

(F) 水利費

池及び幹線水路の管理費、会議費、番給等は用水組合より直接支払われる。その財源は水利費として別個に徴収されず区費の中から用水組合に納入される。区費は福俵部落の例によれば、農地改革前は、一部分を全戸数の戸別割に、大部分は地主に対して地租耆円に付き弍銭の割合で賦課しておったが、農地改革後は、耕作面積割が5割、所得税割が4割、戸別割が1割という比例で賦課するようになった。

各部落の用水組合との水利費負担の割合は、田中と大豆谷が他部落の半額で他は平等である。田中の半額なるは地元であると同時に、池及び入会山管理責任を負担するからであり、大豆谷の半額なるは分水量の半額なるによるものであって、分水量の半額なる理由は前に述べた通りである。用水路支線及び部落への通水、部落内の配水管理に要する経費は、各部落が単独で負担するから、福俵部落の場合には、灌漑期においては、50樋及び百樋の堰番の経費等相当多額になるようである。

(G) 水 論

残存せる古文書によって、水論関係を拾って見ると次のようである。

年 代	当 事 者	原 因
承応3年	養安寺—用水組合	養安寺部落民の池の周囲で耕作す
明暦元年	同 上	養安寺部落民池の周囲の入会地で耕作を行ったため
寛文2年	同 上	養安寺村より代官所へ入会地開こん願を提出せるによる
延宝4年	同 上	同 上
延宝8年	同 上	同 上

この表によれば、水論は、池築造のために田地を失った者と用水団体との間に池の周辺の土地の開こん可能をめぐる、展開されているが、結局は、池の周囲における新田開発ということよりも、水源保護による水村々の利益を重んずるという方向に落付いたようである。

(H) 部 落 構 造

次に、これらの水利慣行が、如何なる村落の経済構造によって支えられているかを便宜上前に述べた福俵部落について見ることにしよう。

(a) 職業人口構成

(昭和27年)

この表で明らかなように、この部落の職業はほとんどが農業であり、したがって純農村的な性格が強い部落と見ることができる。

職 業	世 帯	人 口
農 業	115	681
商 業	2	11
大 工	1	7
屋 根 職	1	6
石 工	1	6
佐 官	1	5
公 務 員	6	28
其 他	11	47
計	138	791

(b) 耕地、山林所有別構成

(イ)の表から明らかなように、この部落は、畑及び山林の所有は極めて小面積であり、山林においては一町歩以上の所

(イ) 耕地、山林所有別構成 (昭和20年)

地目 面積	田	畑	山 林
5反以下	34戸	56戸	8戸
5~10	16	3	1
10~15	8	1	0
15~20	6	0	2
20~30	5	0	0
30~50	1	0	0
50~100	0	0	0
100以上	2	0	0
計	72	60	11
面積計	1,564反	172反	72反

(ロ) 耕地、山林所有別構成 (昭和27年)

地目 面積	田	畑	山 林
5反以下	53戸	84戸	8戸
5~10	23	3	1
10~15	15	0	0
15~20	3	0	2
20~30	3	0	0
30~50	1	0	0
50~100	0	0	0
100以上	0	0	0
計	98	87	11
面積計	1,564反	172反	72反

有者は2戸に過ぎず、総戸数も11戸に過ぎない。また、畑においては、一町歩以上は1戸に過ぎず、ほとんどが5反以下である。したがって、この部落の農業経営は、水田のみに依存していると見ることができよう。すなわち、水田単作地帯としての性格を明らかに示す部落であるということができるであろう。

(c) 経営構成

以上のように、この部落は、農業経営をほとんど水田に依存しており、畑の農業経営上の意義は少ないので、次に水田を中心として経営構成を見ることにしよう。

(i) 農業経営面積別戸数(昭和20年)

経営面積	自作別				計
	自作	小作兼自作	自作兼小作	小作	
5反以下	0	0	3	23	26
5~10	0	6	3	18	27
10~15	3	17	9	7	36
15~20	2	5	10	6	23
20~30	0	2	3	1	6
30以上	0	0	0	0	0
計	5	30	28	55	118
面積計	66反	529反	474反	492反	1,564反

(ii) 農業経営面積別戸数(昭和27年)

経営面積	自作別			計
	自作	自作兼小作	小作	
5反以下	8	13	0	21
5~10	4	22	0	26
10~15	7	31	0	23
15~20	5	18	0	23
20~30	0	6	0	6
30以上	0	0	0	0
計	25	90	0	115
面積計	249反	1,315反	0	1,564反

この表の示すように、農地改革により小作及び小作兼自作農の階層が消滅しているが、経営面積の構造には余り変化が見られないようである。すなわち、今次の農地改革は、この部落の実態から見れば、ただ農地の所有権を耕作者にある程度まで移転する機能を果たしたと見ることができよう。この点において農地改革の目的の一端を達成し得たと結論し得るであろう。

(d) 区吏員の耕地所有及び経営面積

(i) 農地改革前吏員たりし者

氏名	改革前面積		改革後面積	
	経営	所有	経営	所有
A	177.04 畝歩	240.28 畝歩	177.04 畝歩	240.28 畝歩
B	287.15	270.00	287.15	270.00
C	182.01	91.17	182.01	91.17
D	224.22	172.07	224.22	172.07
E	165.21	138.12	165.21	138.12
F	201.04	146.27	201.04	146.27
G	186.21	43.12	186.21	43.12
H	144.22	40.16	144.22	40.16
I	188.14	184.12	188.14	184.12
J	185.05	110.12	185.05	110.12
K	147.20	307.17	149.20	307.17
L	94.27	91.17	94.27	91.17

(ii) 農地改革後吏員たりし者

氏名	改革前面積		改革後面積	
	経営	所有	経営	所有
M	76.16 畝歩	11.14 畝歩	76.16 畝歩	76.16 畝歩
N	180.04	55.26	180.04	180.04
O	251.14	76.15	211.14	180.28
P	134.17	0	134.17	91.17
Q	144.23	140.27	144.23	140.27
R	141.04	24.02	141.04	121.04
S	144.22	40.16	144.22	140.27
T	175.16	0	175.16	140.03
U	128.28	88.22	128.28	88.22
B	287.15	270.00	287.15	270.00
D	224.22	172.07	224.22	172.07
J	185.05	110.12	185.05	110.12

この(イ)、(ロ)の表から水田単作地帯における村落支配の關係は、農地所有關係が決定的要素であることを示している。

今次の農地改革を契機として、この部落の支配階層は一変した様相を示しており、わずか3戸のみが、その支配層としての地位を維持している。この3戸は部落内における上層部に位し、農地改革の前後を通じて、所有ならびに経営規模において変更なく自作農に属しているようである。

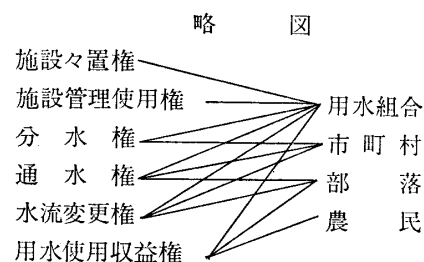
水利権の強弱關係から考察すれば、配水の先後、配水量の多少等の如き直接的な強弱關係は現実には見られないが、配水管理権の行使という水の管理権を媒介として間接的な形として強弱關係が表現されている。すなわち、部落内における水の管理権は区吏員たる水利掛によりて、行使せられるのであるから、この区吏員に選任せられる階層が水の管理権を掌握するわけであり、強き水利権を有する者と解釈することができる。この強き水利権を有するものは、農地改革の前後において実質たる農民そのものについては相異しているけれども、上層部に属する自作農民である点においては変りはない。

土地所有の面から見れば、農地改革前には、10町歩以上の者が2戸あったが、不在地主として他町村において農業以外の職業に従事しており、したがって部落内における支配権を有せず、農地改革により農地はほとんど買収され宅地のみ残存せる状態に立ち至っている。この点は山林地主の存在する他の部落と相異なる特殊な点といふことができよう。

(2) 農業水利権の構造と村落構造

(A) 水利権の主体及び内容と村落構造

農業水利権の主体は、これを権利構造に即して考察することが必要であると思う。何んとなれば、農業水利権は、近代的水利権と見るよりは、むしろ、封建的水利権の性格を多く残存していると思われるからである。言うまでもなく、総体的水利権としての封建的水利権の構造は、灌漑水及びこれに関連する物的及び人的施設に対する使用収益権と行政的管理権及び私法上の占有権とが未分化の状態であろうが、その内容を幾分類型的に区分することが可能であり、その内容と主体との關係を右の図のように考えるのである。



すなわち、農業水利権の内容は、施設設置権、施設管理使用権、分水権、通水権、水流変更権、用水使用収益権等の個別的水利権に区分することができる。そして、各個別的水利権は、各々その主体を認めることが可能である。各個別的水利権は、村落連合組合(用水組合)を最上位とする場合であり、分水権、通水権、水流変更権、用水使用収益権は部落を次位の主体としており、用水使用収益権は農民を最下位の主体としていると考え得るであろう。このことは、農業水利権の主体は、

単一的でなく、複合的重疊的であることを示すものであり、しかもその構造が農業水利権の近代化に伴い、その重疊的構造は分解されて単一的構造への推移を辿るであろう。これと同時に総体的水利権は個別化へと分化するであろう。

農民の用水使用収益権に着目するなれば、農業水利権の分化の過程を通じて、耕作農民の用益権強化確立への道をたどると共に、身分及び土地所有を直接の媒介せざる耕作権を媒介とする用益権と成長するであろう。近代的水利施設を有する土地改良区における農民の用水利用権と遅れた形態にある申合団体たる用水組合の支配下にある農民の用水利用権とを比較すれば、この点は明らかである。

次に権利主体そのものについて見ると、前述の事例では、用水の団体は、村落組合、市町村、水利組合、耕地整理組合、土地改良区の五つの類型的な形態を認めることができる。勿論、法律的には、土地改良区への帰属が要求されているが、存在形態としては五つの類型を認めることが可能であり、実質的には、純粋な形態で存在せず全類型が混同されたような形態のものが村落組合的なものと、土地改良区的なものを両極として各種の段階のものが存在している。遅れた形態としての村落組合の場合は、封建的性格の強いもの程構成単位としての部落の水利権主体性が強く表われ、二次的な分水権、管理権、使用収益権が強化されており、農民個人の水利権は薄弱であるのみならず、村落組合連合体自体の権利も施設設置権ならびに管理権に現実的に局限されている結果が見られるようである。

比較的近代化した形態としての土地改良区の場合は、用水使用権と施設ならびに用水管理権の帰属は、比較的明確に分化し、前者は耕作農民に、後者は土地改良区に帰属している現象が明らかに見られるようである。水利権の主体としての農民には、地主、自作農、小作人、農業奉公人等に区別することができるが、これが権利主体としての地位は、彼等が所属する用水団体及び部落の性格との関連においてのみ理解し得るであろう。すなわち、用水団体、部落等が、封建的性格が強い場合は、地主及び自作農以外は、その主体性は認められず、地主の補助機関的地位として考えられている。水利権を農民との関係で見るとなれば、その変転の過程は、主体の面においては、地主から耕作農民への過程をたどっているようである。

(B) 権利の客体と村落構造

農業水利権の客体は、水であるが、その存在の様相から河川、湖、沼、溜池、沢、泉、地下水、井戸水等に区分することができる。この存在形態の相異により、農業水利権の構造に異なる影響を及ぼすものである。およそ、農業における水をめぐる人間関係は、次の四つの段階が存在する。

- (a) 自然水を用水化する過程
- (b) 農業用水の直接使用可能状態を作出する過程
- (c) 農業用水の使用過程

(d) 用水の自然水化の過程（排水過程）

而して、水の存在形態如何により、各段階における人間関係の様相を異にすることは勿論、同一形態においても性格を異にするにしたがって異なる結果を生ずるであろう。

それは、農業水利権の具体的内容は、水の存在形態と農業土木技術とに左右されることが大であると言わねばなるまい。これら両者の関係の分析は、次に譲るが、前述の例の如く、溜池を客体とする場合は、自然水を用水化するための当時の農業土木技術を前提とする溜池築造をめぐる人間関係が、この溜池を客体とする水利権の構造に多くの影響を与えることは明らかであり、渓谷より出づる泉を客体とする場合は、用水化の過程をめぐる人間関係には重要性はなく、用水使用過程をめぐる人間関係が水利権の構造を規定する重要な要素となるであろう。

なお、権利主体との関連において見るなれば、用水団体の水利権の客体は、用水及び用水施設全体を客体とするが、この用水団体の構成単位としての部落は部落内の用水及び用水施設を客体とするにすぎず、農民個人の場合は、自己支配の農地に導入することの可能である状態に置かれたる用水及び農地内の用水のみを客体とするに過ぎないであろう。また、水利権の客体への接近の仕方は、客体自体の形態と共に主体の側における水利技術以外に、政治力及び経済力が重要な規定要件となるものであるから、かかる意義において水系社会の政治、経済の構造が重大な意義を有するものである。

(C) 権利の成立と村落構造

農業水利権は、主として用水利用慣行に基づき成立するものであるが、必ずしも慣行によるのみ成立するものではない。慣行に基づき成立する水利権は、慣行の内容を異にするにしたがって、その構造を異にするものである。そして、慣行の内容は、客体の形態の相異により異なるであろうが、それと同時に客体への接近の仕方によりても異ってくるものである。

客体への接近の仕方は

- (a) 水利施設築造過程
- (b) 水利施設管理過程
- (c) 分水過程
- (d) 通水過程
- (e) 用水使用過程
- (f) 排水過程

以上六つの過程がある。したがってある場合には全過程にわたる慣行の集積が行われ、その結果として総体的水利権としての構造への生長が見られる場合がある。ある場合は、一つの過程においてのみ慣行の集積が見られ、それが権利へと生長し、個別的な水利権として用水使用のみが権利化せる場合もあり、また、分水関係のみ権利化せる場合もあるという現象が発生しているようであ

る。慣行により成立せる水利権も、その後の立法により成文法の枠内に取入られることにより、成法上の水利権となることは勿論である。

(D) 水利権の強弱と村落構造

水利権の強弱関係の現象的側面は、番水の順位、分水量の多少、施設及び用水管理への参加程度、用水に便なる土地所有の獲得等が主なるものであり、これが形成される要因としては、

- (a) 自然的・地理的条件すなわち地元の有無
- (b) 水利権取得の先後
- (c) 水利施設築造に関する功績の多少
- (d) 歴史的・政治的理由
- (e) 旧田と新田との関係
- (f) 社会的・経済的理由
- (g) 施設及び用水の管理責任の多少

以上の要因の一部または全部に依存するものである。

同一水系に二つ以上の用水団体の存在する場合は、(b)、(d)の要因に依存するものが多く、同一用水団体内特に、部落内の強弱関係は、(f)に依存する場合が多く見られる。したがって村落構造と水利権強弱との関係は部落内における用水支配関係をめぐって展開されるものである。

調査事例から理解されることは、現象面としては、分水量、番水順位等に比較的表われておらず、水利費負担の多少または、施設及び用水管理への参加程度という間接的な側面に表われている。

たとえば、前に述べた福俵部落の場合について見れば、農地改革の前後を通じて、多少は耕作農民への傾向が見られるが、依然として、地主的自作農階層が用水管理の権能を有しているようである。すなわち部落内の水利権強弱関係は土地所有関係と不可分関係にあることが理解される。この場合、調査事例では、土地所有も単なる所有ではなく、在部落内の農業経営と結びつく地主すなわち、在村の地主的自作農が強い水利権を有するようであり、不在地主は、その土地所有が水利権支配には、その機能を発揮しておらぬようである。

今一つの水利権強弱関係の表現形式としての水利費負担の多少、及び形態においては、負担量そのものとしては表われず、負担の形態の相異として表われている。たとえば、小農層及び小作農層は、「川ざらい」、堰番等の労力による負担多く、役職層に位する地主的自作農は、このような労働力負担を免れるという状態である。

(E) 水利権移転と村落構造

農業水利権の移転は、権利そのものが、土地を媒介とせず、直接に人と結合して持分権化することにより生ずる現象である。したがって、水利権が土地に附随しているものであると意識されている社会構造のもとにおいては、土地の移転に伴って移転するが故に、水利権のみの移転関係は成立

しない。吾人の調査事例では、用水そのものの移転は見られるが、水利権の移転関係は見られなかった。農林省の調査事例では若干見られている。社会構造との関係で考察するなれば、権利そのものの移転はなく、用水の譲渡関係が見られ、しかも、それが上流部落と下流部落、下流農民と上流農民の近接せる農地の相互間においてのみ行われ、その形も完全なる売買の形ではなく、上流者の下流者に対する恩恵的な用水譲渡に対して、下流者が、これに対して「お礼」をするという現象は、村落協同体的性格の一側面を表現せるものといえることができるであろう。

(F) 水論と村落構造

凡そ争は、当事者間の利害相反することに起因するのであるが、この利害相反関係生成の契機は多種多様である。農業用水の場合について見れば、次の場合が普通である。

- (a) 堰、樋等水利施設の新設、改造、変更に関するもの
- (b) 分水及び分水石に関するもの
- (c) 通水作業に関するもの
- (d) 番水制の不備に関するもの
- (e) 引水時の不一致に関するもの
- (f) 利用形態の相違に関するもの
- (g) 当事者間の勢力関係の変転に関するもの
- (h) 農民の規範意識の未成熟に関するもの

等があるが、同一用水団体内、特に、同一部落内における水争は、(h)の原因にもとづくものが圧倒的に多い。

水論の特殊性として、農民相互間の場合でも、共同体たる用水団体相互間の場合でも、突発的に発生するケースが多く、しかも、それが一時はきわめて強烈であるが、長期間に亘り計画的に行われることは稀である。勿論、部落対部落、用水組合対用水組合の場合は、その争が集積することにより、宿敵の如く対立して対立的な社会関係が形成される例もあるようである。水論解決の過程は、裁判所その他、国家権力の介入による事例は、用水組合対用水組合の水論でも、当事者間における和解または妥協工作が前提とされ、それにより解決が不可能な場合のみであり、多くは和解または妥協工作によって解決されている。特に部落内における水争は、和解または妥協によりて解決されている。これは、江戸時代における水論訴訟が内済主義の原則を取り来たりしたためでもあるが、それと同時に、その内済主義を必然ならしめた日本農村社会の構造自体の性格にも依存するものであることを見逃してはならない。

日本農村社会の前近代的性格は、客観的事実規範に基づく、黒白の評価を媒介とする社会秩序の維持を原則とする段階に達せず、具体的な人間の権威に基づいて争を解決するという手段によって農村秩序を維持しているのである。換言すれば、「顔の権威」による秩序の維持である。

これらの現象は、農業自体が不動の土地を基盤として成立しているがために、農民の居住の不自由が職業転換の自由度を制約するという宿命が、農民個人の権利意識が、共同体意識のために押しつぶされるという現象を招来するものであり、村落内の有力者と称する人物が、この農民の共同体意識を利用するという現象があらわれるのである。したがって、水論に限らず、村落内の争は、その解決の過程は、前近代的性格の強い村落性、斯る傾向は強いのである。

(G) 農業水利権の消滅と村落構造

農業水利権の消滅原因としては

- (a) 河川その他権利客体の消滅
- (b) 利用行為の廃止
- (c) 消滅時効

等が主なるものであるが、村落構造との関係で考察すべき原因は、利用行為の廃止と消滅時効の問題である。

凡そ、権利形成の前提は、主体、客体の両面に存するのであるが、主体の側面においては、客体利用欲求と利用能力の存在であり、客体の側面においては、主体に対する欲求充足性と利用可能性が第一次的前提であり、この前提の下に、主体の欲求に対する存在量の稀少性が、客体に対する支配関係を社会的統制力特に、国家権力をもって規制する必要を当該社会において、認識することにより、一つの強制秩序が社会現象として成立することにより権利関係が成立するものである。したがって、農業水利関係においても、これを成立せしめる前提条件を消滅せしめるものとしての利用行為の廃止ならびに消滅時効完成は、当然に水利権を消滅せしめるものである。而して、利用行為の廃止ならびに消滅時効原因等の発生は、村落の経済構造の変化により、用水利用の不必要なる状態を招来するによるものである。この場合に、相対的な消滅現象として権利移転の現象及び絶対的な消滅現象として、従来の水が他の用水として利用される場合、または、全然自由使用以上に利用されない場合も生ずるであろう。

(注1) 喜多村俊夫，日本灌漑水利慣行の史的研究

(注2) 農業経済研究，第22巻2号

(注3) 農業経済研究，第23巻4号

(注4) 渡辺洋三，農業水利権の研究

(注5) 我妻栄，現代私法の諸問題上

(注6) 田中部落所蔵，古文書

II 農業水利権と農業技術

農業水利権は、耕種農業のために、水を引用する権利である。そして、水を引用するためには、自然水を用水化することが必要であるから、そのための施設築造技術及び用水配分のための用水路

整備の技術等の農業土木技術が水の支配の形象，すなわち，農業水利権の内容に影響を及ぼすことは当然である。それと同時に，農業水利権そのものが，農業生産技術特に，水が生産手段として重要な位置を占める稲作農業においては，その生産技術及び経営技術を制約することが考えられる。したがって，農業水利権と農業技術との関係は，農業水利権を制約する他の在外的要因と同じように，相互依存関係にあるのであるが，現象的に比較的明らかな面を取上げるならば，農業土木技術が農業生産技術を制約し，生産力の発展を促し，農業生産関係に変化を生起せしめ，その結果として，農業水利権に変化を生ぜしめるものであると考えることができる。

そこで本項では，実証的研究方法により，このような側面を取りあげて見ることにしよう。

ところで，両者の関係を分析するためには，同一年代における技術の地域的様相と，これに結び付く水利権の様相とを比較検討するか，または，同一地域内における水利権と農業技術との変遷の過程を歴史的に分析することにより両者の関係を探求する方法とが考えられるが，前者においては，同一年代におけるある特定国の農業技術は，大体類似の段階にあるため，技術と水利権との両者の関係を探求するには，外国における技術と水利権とを問題にしなければならない。ところが，外国との比較検討するには，水利権の相異性形成要因は，政治的・経済的・社会的・要因に依存する点が多いため現象面から両者の関係を直接抽出することは困難である。したがって，本論において両者の関係を実証的に探求するため，日本における農業水利権と農業技術との変遷の過程を史的に追跡し，両者間における若干の法則的な関連性を把握せんとするものである。

そこで時代区分は，水の統制支配権の主体帰属関係から

第一期 氏族団体の用水統制時代

第二期 国家の用水統制時代

第三期 庄園領主の統制時代

第四期 封建領主の統制時代

第五期 用水団体による統制時代

の五期に区分して考察することにしよう。

(1) 第一期における農業技術と農業水利権

当時の稲作栽培は，低地で灌漑に便利な地を選定して自然河川，湖沼の水をそのままの状態を利用するか，または，天然水としての雨水を利用して行われたのであろうが，人口増加にしたがって，人為的に収量増加を計る必要が生じて人工的な灌漑方法として，用水溝，溜池等の築造が氏族団体によって行われたものと推定されている。特に大和王朝の時代になると皇室を中心として灌漑施設としての溜池の築造が行われたことが日本書紀，日本水法沿革史等に記載されている(注1)。

水稻栽培の技術は，実証すべき資料はないが，おそらく，直播法によって行われ，収穫は，穂首

から抜き取られたものと推定される。灌漑水利関係は、用水そのものの、事実的利用は行われていたが、それが権利化していたと考えることは不可能であろう。それは、強いて言えば、自由権的性格を帯有せる総有権的な用水利用の形態と理解すべきであろう。しかし、その用水利用関係が、当時の社会的統制力によって、保護されていたことは、畔放溝埋等が「つみ」として処罰されていたことから知ることができる。

(2) 第二期における農業技術と農業水利権

(A) 農業技術

当時代の正祖が水稲であり、主食の中心が米であったから、農業の主要部分は稲作で、しかも、水稲栽培であったようである。したがって、農業技術として考察すべき点は、水稲栽培のための灌漑技術と水稲耕作である。

灌漑技術について見ると、自然水をそのままの状態、すなわち、河川湖沼等の状態から用水により導入するものの用水路築造技術と、自然水を用水化するための施設としての池または堰堤等の築造技術の段階が問題となるのであるが、この時代においては、自然水としての小河川を直接そのままの状態を利用する用水路の溝築が一般的であり、その外に、小河川の渓谷よりの出口を堤止めることによって貯水池を築造するという工事が行われたようであり、しかも、これらの工事の多くは政府の命を奉じて地方官の手によって行われたようである。貯水池の築造が、小河川の渓谷よりの出口で堰止めることによって行われた結果として、初期においては、水田は、山麓地帯に限られていたが、後期に至っては近畿を中心とする比較的文化の発展した地方では、大河川の流域の平野にまで水田が進出して来ているので灌漑技術もある程度まで進んでいたことが規定される^(注2)。

水稲栽培技術を見ると、当時の稲作法が、直播法であったか。田植法であったかは明らかでないが、この時代の後期においては、田植法が行われたようである。施肥については、直播法の場合は、播種のときに、緑肥として草を入れて肥料としたようである。田植法が行われるようになると、草以外に下肥が使用されたことが明らかにされている。田植後の作業としては、除草、稗抜き等が行われたようであるが、除草回数及び除草が如何なる灌水状態で行われたかは不明である^(注3)。

収穫については、根刈りは行わず、穂抜きが一般であったから、排水後に行うとは限らず、結局、当時の収穫技術は、灌漑排水には直接関係がなかったと見るべきであろう。

(B) 灌漑水利関係

当時の灌漑水利関係については、不明な点が多いが、雑令によれば、河川利用は、公私共にこれをなすべきこと、利用の順序については下流より順次上流に及ぶべきこと、用水施設の経費は利用者が負担すべきこと等を定めているから、河川の利用は、山林原野と同じように、一般の利用に開放されていたと理解すべきであろう。これが使用収益権については、山林に対する入会権に類似す

る点が多かったようである。そして、用水利用は、他人の利益を妨害しない限度で認められていたようであるから、その利用関係は、自由使用、一般的利用が主なるものであり、それが時代の推移と共に統制使用へと変更して行く過程が見られる。

人口の増加と、文化の進歩が原因となって、人間の欲望が量的にも、質的にも変化し、これが、農業生産の発達と合理化を必要ならしめ、人民の水利開発を促進し、水利に富む地域の開発が漸次行われるようになったので、河川を人民の自由利用に放任することができなくなり、統制を加える必要が生じてきたようである。

水利権そのものについて、構造的に見れば、当時においては総合的形態であって、用水の直接使用権が、その中心的権利内容をなすものが一般的であったようであるが、用水施設の大規模なものは、これが築造・修理等は国家の手によって行われたので総合的水利権から、用水及び施設の管理権が分離されているものも見られ、したがって、管理権が若干意識されたようであるが、完全な分化現象は生じていないようである。そのようにして、水利権の客体は、治水技術と用水技術のある程度の進歩により、池沼、小河川から、中河川へと移行しているようであるが、多くは、小河川や、池沼であったと見るべきであろう。

権利の性格は、近代法上の物権のように観念的ではなく、現実的支配が主要なる地位を占め、占有権の性格が強くあらわれていたようである。したがって、利用関係の保護は、現実的利用の必要性を根拠としてのみ行われていたから、農閑期においては、灌漑利用権は、意識されず潜在的なものであったようである。

権利の強弱関係も、現実的支配力の強弱自体ならびに、占有状態から当然に基礎づけられる結果となっていた。もっとも、これらの点については、当時代のみではなく、中、近世を通じて、日本の農業水利権の一つの特殊性と見ることができるのである。

(3) 第三期における農業技術と農業水利権

(A) 農業技術

まず、農業技術として土木技術たる灌漑技術を見ると、前期に行われたような大規模な灌漑工事は施行されず、主として、用水の能率的利用の方向に進められたようである。荘園制は、農民一人当たり一般に2～3反多くて5反位の水田の零細経営の上に成立していたので、荘園農民は、律令制下であって、国家に貢献したと同じように、荘園領主に対して、租税として専ら米を貢献する義務を負っていた。そして、その負担率もかなり高いものであったから、当時の農民としては、農業生産物の反当収量を増加せしめる以外には手段はなかったのである。したがって、水田稲作に不可欠である灌漑についても、その生産を高めるために、用水を如何に能率的に利用するかが、重大な関心事となっていたのである。

この質的な発展、すなわち、用水の能率的な利用は、施設の精巧化、あるいは、利用及び分配の合理化の面に直接に反映している。これについては、種々の方法が採用されたようであるが、大別すると、用水を時間によって分割する方法と、何等かの施設によって分割する方法とが用いられたのである。時間によるものは、一定の順序により、一定時間を限り、用水路への用水導入の切替えを行うことによって用水を分配するいわゆる、番水法である。

たとえば、能登川及び岩井川の両川が合流して生じたる能登・岩井用水の番水割^(注 4)は、その具体的事例を示したものである。また、施設分水は、用水路の分岐点に分木と称する標木を立て、あるいは一定の寸法を有する分水口を設置するのが普通であったようである^(注 5)。

たとえば、東寺領山城国上久世庄は、桂川を堰止めて引水する場合に、特に石を畳んで築いた堰堤を利用し、下流地方は石の間からの漏水を使用するという仕組みになっており、また大和国穴師川用水においては、箸中庄は、滲透度の高い砂をもって堰止め、それによって必然的に生ずる漏水を下流の岩田庄が利用したのである。

次に、灌漑用器具の発達という面を見ると、先ず第一にあげられるのが水車である。水車は、平安時代の初期に、支那より輸入され、時代と共にその利用が一般化したのである。特にこの時代には、零細かつ集約的農業の発展は、水車の発達を促進し、支那式的人力・畜力による水車より、水力によって自転する水車も出現したようである。水車以外の灌漑用具としては、桔きょう斗が用いられたと伝えられている。

次に、この時代の耕作技術であるが、肥料について見ると、零細経営の必然的結果として行われる水稲の連作は、田地の肥沃度を低下せしめ、しかも高度な租税を負担するものには、土地をして、その生産力を維持するため、下肥、緑草、草木灰等を多量に使用せしめたようである。また、同じ理由からも、二毛作も各地で行われ、地方によっては三毛作も行われたようである。

水稲栽培については、直播法は、その姿を失い、田植法が一般になっていたから、当時においての水稲耕作の最大の作業は田植であったようである。種籾の予措法としては、浸種法があらわれてきており、催芽の手段として行われたようである。そして、それは主として、「たな井」と称する溜池で行われたのであるが、浸種の時期及び期間については明らかにされていない。田植前の水田作業としては、荒起しに次ぎ、代かきが行われていたから、おそらく、灌水が、当然に、その際に必要であったことが考えられる。田植方法については、乙女等により集団的に植え下って行ったことが記録されている。田植後、除草が行われようだが、そのための灌水を必要としたかどうかは明らかではない。

収穫方法は、穫抜きの段階を過ぎて、根刈り法になっているから、排水することが必要であったであろう、二毛作の普及と同時に、排水権の意識も形成られて来たのではないかと考えられるが、実証的な資料は見られない^(注 6)。

(B) 灌漑水利関係

この時代においては、前時代の土地国有制は崩れ、荘園領主の私有化したのであるから、農業用水も同じような運命に立ち至ったものとする。水利権の主体は、荘園領主であったのが普通であり、後期において郷村制の形成に伴い、それに移行する傾向も見られていた。個別的水利権としての分水権も意識されたようであるが、それは独立した権利として存在したと見るべき資料は見られない。水利権の性格は、前の時代よりは、私権的性格が強くあらわれていたようである。土地の私的所有が、権力者の実力により獲得されていた所代であるから、この私的所有に基づく水の支配関係が大部分を占めたと考えられる。そして、それは近代法上の物権のように観念性に富むものではなくて、きわめて現実性の強い事実的な支配そのものを権利として観念されていたであろう。そして現実的支配の体様は、実力による土地領有を媒介とする用水施設の占有用水施設築造等による水の事実的支配が主要なものであるから、個別的水利権は必然的に、この施設管理権に結合して不可分の関係にあったようである。その結果として、個別権としての分水権が、その強弱関係において施設の管理築造に関する功績の大小に左右されている点が見られる。また、他の側面では、用水使用事実が、総体水利権とは別に、個別的水利権としての用水の使用収益取得の原因とし承認されていたようである。

水利権の附従性については、流水及び用水施設の管理権に附従するものが多く、しかも、それは荘園領主の領有権の一つの内容としてのものであった。勿論、小規模の用水施設による用水を対象とする水利権は、耕作農民または名主に独立的に帰属するものも存在したようであるが、それは例外的なものとするべきである。

以上のように、当時の農業水利権の現実性は、主として、用水化の過程としての用水施設築造に見られるから、権利内容としての他の個別的水利権は、権利構造の不分化性と結び付いて施設設置権に依存するケースが多いのである。ところで、この用水施設の築造が当時において、主として荘園領主が荘内の農民からの資材と労働とを徴収して、実施されたのであるから、現実的には農民の労働と資本により築造されたのであるが、その築造が、荘園領主の資本と労働によって築造されたと理解され、したがって水利権は、荘園領主に帰属すると意識されたところに、この時代の性格が見られるのである。

(4) 第四期における農業技術と農業水利権

(A) 農業技術

封建領主の河川統制時代の農業技術として、まず農業土木技術から見ることにしよう。

各時代の灌漑技術水準は、それ自体、時代的特色を保有するものである。原始時代の天水田に始まり、山間をせき切って造る貯水池さえ土豪の力を以っても困難であった時代を経て、奈良・平安

朝期の貯水池中心時代へと移り、鎌倉・室町時代に入れば、小河川より引水が一般化し、中河川の「せき切り」堰堤による利用が始まる。

江戸時代初期に入れば、やや大きな中河川の谷間よりの出口のあたりに取入口を作り、燧道工事も伴って、洪積台地の上面に数十町歩の灌漑も行うものもあらわれており、その下流地帯には溢流堤あるいは、霞堤のようなものを作って、例年の洪水は、大体これを防ぎ、数年に一回は放棄してしまう流作場として利用する形で水の利用の増大、耕地の拡大が見られた。この耕地の拡大の背後には治水・灌漑技術の発達があったことは勿論である。

その発達を示すものの中で注目すべきものが二つある。その一つは、このような土木事業を背景として成立した数学の発展であり、他は鉱山業の飛躍的発展にしたがって生じた掘サク技術による開墾あるいは、用水路工事への浸透である。前者については、たとえば体積を求める問題として、堤作成に要する土砂の計算、あるいは、竹蛇籠につめる玉石の量を求める計算等が研究されている。後者については、当時の引水工事が山間の河川が谷口に出るあたりで堰とめ、そして洪積台地上に導くことに関係する。これらの工事の途中には、岩石を掘サクして用水路を設ける必要が生ずる。このような技術及び用具は、農民の手中にはなかったから、領主層の掌握する鉱山労働者によって供給されることが多かったようである。治水技術は、初期の特色は、水はねの工作物中に杵の類の少ないことと、長大な連続堤を多く用いないで、ある程度以上の水は水勢を弱めて溢越させること、さらに堤の根固めなど特に重点を置いていないことなどである。大河川下流の沖積土の開発は未だ余り進まず、それは後期に残されたことは、このような治水技術にも関係があったのである。治水工事に対応して、河川の周辺の開発が進められ、干拓も行われ、水流よりはなれた土地の開田をも可能となってくるのである。

江戸時代の後期になると、幕府・諸侯の手により、あるいは大商人の手によって大河川の治水工事、大河川下流の沖積平野の耕作化、あるいは、瀧の干拓等の大土木工事の伴うものも出現してきたことは、この期の特色である。幕府・諸侯・大商人によって代表されるこの時代の耕地の造成は、大河川の治水工事を伴い、瀧の干拓に伴う大平野の開墾である。これに対して、農民や小諸侯の手によって行われた多数の灌漑・開墾を可能にしたものは、取入口に中杵を利用し、数里に及ぶ用水路を設けて数ヶ村を灌漑区域とする方法であったのである。後期における治水技術の中心は、高大な連続堤の建設と、これを可能ならしめた水制工、根固め等の発展である。

従来、河川に近接する耕地の大部分は流作場として洪水時には放棄し、はるか河川から遠くはなれた本田と村落を守る築堤か、さもなければ高水時には特別の場所から流入せしめる溢流堤、あるいは、河川の近くを守る小堤と本田村落を守る堤を設ける二重堤、または、不連続堤を河流と鋭角をなして雁行せしめて末端より水を流入せしめる霞堤などの形式を取っていたものが、漸次限定された河川敷内へ河川を閉じこめるようにする連続堤へと移行したのである。連続堤の出現に伴い、

堤自身の強化策として二重堤がある。これは従来のもとは異なり、堤体の補強工事としてあらわれたものである。「出し」・「はね」等の水制工、根固め等には広汎に杵や、蛇籠が用いられ、「出し堤」には石堤も多く用いられたようである。堤の根固め用として用いられる杵は、沈杵と続杵であるが、元禄頃までは、孤立のものが出てくるに止まるが、漸次杵自体も連続体になって行く。蛇籠も戦国期より利用されているが、堤の根腹、出し堤の突端等を固めるものとして広く利用されるのは中期以後のことであり、これによって高大な連続堤が維持され、大河川の沿岸も耕地たらしめるに至ったのである^(注7)。なお、治水工事及び灌漑施設築造の主体は、封建領主たる幕府、諸侯が一般的であり、小規模のものについては、村落団体、農民個人である場合もあった。次に耕作技術の中、灌漑排水に直接関係のある稲作技術を中心として見ると。

(a) 浸種

浸種は、病虫害の駆除と発芽促進の効があると考えられ、病虫害駆除のためには、寒水に浸種すべしと言われていた。浸種の開始の時期と期間は地方により一定していない。大体二月の彼岸の中日を基準としたようである。浸種したものは、水からあげて二～三日または十日位乾し発芽するのを待って播種する。この浸種も時代も後半になると、その期間も短縮され、芽出播が減じて揚播きが多く行われようになる。

(b) 苗代

東北地方の一部を除いては、苗代跡にも田植が行われたようであるから、「通し苗代」は全国的には少範囲であったようである。苗代の水の管理については、播種後十日位は水を一杯に灌水しておき、発芽して青味が見えるころに排水して2日位乾燥し、後、浅水にしておくことが普通であったようで昼は排水し、夜間灌水するようなことは行われなかったようである。

(c) 本田作業

春耕は、早稲田では、大体2月上旬から始まるが、特に積雪多き地方では3月である。乾田のときは、まず盤の子割を行い、次に「スキ」にて碎土し、灌水し、あぜぬりを行い、植代「スキ」で耕し、馬「グワ」で代「カキ」し、これに植付を行う。

(d) 本田の水の管理

田植後の水の管理については2～3日間は細心の注意をなし、沼田で水持よき所は浅水とし、堅田または砂田は深水にする必要のあることが知られていた。

(e) 除草

田植後10日位で苗は活着するので、そのときに除草は中耕を兼ねて行われ、この場合、灌水して行うことが必要とされていた。

(f) 冷害対策

江戸時代後期になると、冷害または冷水掛りに対する関心と、それに対する方策がとられてい

る。すなわち、品種の選択に際して、冷害の強いもの、特に、早稲を選ぶこと、田拵を入念にすべきこと、苗代は「通し苗代」にすべきことなどが考えられており、冷水排除の方法として暗渠排水の施設が礫または「ソダ」で行われていた^(注9)。

(B) 灌漑水利関係

封建領主の用水統制時代における灌漑水利を見ると、その用水利用の体様が、個人的に利用される場合もあり、団体的に利用される場合もあった。私人の所有地に属する水、それは主として、私人によって施設築造された用水施設によるものであって、その水は原則として土地所有者の自由処分が認められていた。団体的に利用する場合は、その用水施設は前時代からのものか、または、この時代において領主または、村落団体の手によって築造されたものであって、その用水利用については、領主の権力に基づく規範あるいは、当該社会において形成された慣行によって規律されたものである^(注9)。

この用水利用関係を農業技術の側面から見ると、用水施設ならびに分水技術の進歩発達により総体的水利権そのものの構造的分裂現象があらわれ、施設及び用水管理権・通水権・分水権等の個別的水利権は不明確であるが認めることができたようである。

(a) 施設設置権

総体的水利権が特定の河川に対して有するとしても、水利施設の設置が不可能であるならば現実に水を利用することはできない。しからば、そのような問題は現実には、どんな場合に発生するかというに、用水団体が自己の支配区域外に水利施設を設けようとする場合に生ずる現象である。この現象が、この時代においては事例として散見され、そこに施設設置権というものが意識されたようである。このような場合に、用水権者が施設を設置するには、敷地の所有者から当該土地の所有権の譲渡を受けるか、または利用権の譲渡を受けるか、いずれかによったようであるが、多くは土地の賃貸借という方法によって利用権を取得したようである。しかも、この場合に譲渡の申込を受けたる敷地所有者は正当の理由なくして拒絶することは不可能であるとされていた。水利権者は契約にしたがって一定の対価を施設設置取得の際に支払うのみでなく、毎年、この敷地のため農地が潰地となったときは、その年貢として米との合計、もしくは作得米だけは損失補償として支払わねばならなかったのである^(注10)。

このようにして、施設設置権が水利権者に帰属はしても、同一水流に対する他の組合の利害関係を無視して施設をすることはできなかつた。享保9年の「用水論其他無筋出入之儀に付御触書」で「在々用水懸引井路之儀川中に井堰を立、水を引わけ候処、堰之仕形により川下之井水令不足にも無構、手前勝手之宜様にのみ仕候故及争論、或は両方に井口有之場所片方之井口附替候時、双方不申合一方之自由に任せ仕替候故令訴候類有之候、自今右体川儀双方致相对、普請仕候節者立合無障様可候」と明示されていたから、利害関係間の協約によるべきであったのである。堰の設置によ

て他村地内に川欠、溢水を生ずること明らかなときも同様である(注11)。

(b) 通水権

通水をはかるための川浚作業は「村仕事」として年中行事化していた。村明細帳を見ても、村管轄の水域が定まっておき、その村の負担と責任において実施していたようである。もし、その村が井組に所属しているならば、井組の共同作業として川浚いにも出役しなければならなかったのである。井組と井組との間であっても、それぞれの管轄区域が定まっていて、各井組の責任において川浚いに従事したものであるし、必要に応じて上下井組が立合いで実施することもあった。

このように、同一水源の利用者間では通水のための協力義務があったが、未利用者との関係はどのようなであったかというに、もしも、上流の不用水を下流で利用しないという理由で通水を妨害することになると、上流は湛水となる外はないであろう。これについては、享保11年11月の御触書が「水上之悪水堀有之候処、水下村々悪水堀潰し候所々も有之由に候、以前之通堀立」べきであると命令しているとおき、水下村が利用すると否とにかかわらず、通水義務が存在したと見るべきであろう。下流の堰の設定で上流区域に水が停滞して水腐れのおそれを生じたときに右の堰の取払が命ぜられた事例がある(注12)。

これを要するに当時においては通水権も意識され、その主体は、用水団体であると同時に構成単位である村落にも帰属しており、主体は重疊的であったことは事例により明らかである。

(c) 水流変更権

水路が自然に変更された場合について、幕府法は「川瀬附寄次第」という原則を明示しているが、人為による川筋の変更は、違法として右の原則の適用は認めなかった。自然水流だけでなく、人工の用排水路についても悪意による変更を違法としたのであり、用水路の変更というのは、ただ、既存の水路を廃止して、別な水路に水を通ずることだけでなく、水路の幅や川床の高さを変えることも変更ということになる。これらの行為は、あるいは用水源を利用者から奪うことにもなり、用水量が以前と相異なることにもなり、また水勢を強めたり、排水を滞らせたりして利害関係者に影響することが少なくないのである。そこで水流変更権は、当時においては、利害関係者に帰属していたと見るべきで、水利権者のみに帰属すると見るべきではなからう。したがって、水流は利害関係者の同意のない限り変更は不可能であったと考えられる。

(d) 用水使用権

用水の事実上の不均衡を調節するもの、渇水時のみならず、平水時にも合理的な分水方法を採用したようである。井組相互間では、同一井組で行われたほどに分水の統制がうまく行かなかったようであるが、不平等を解消するものの協力はされたようである。

明和7年に信州高遠領本洗馬村と松本御領所二子村の間で、上下流の利益の衝突が訴訟にまで発展しているが、前者と後者は、それぞれ井組の所属を異にし、後者は、二子村外六村組合に地元村

と余水請村が加わっており、いずれも木曾川から水を取入れていたのである。

ところで、木曾川筋では、早魃の甚しい年に「大川落し」をして流末を潤すしきたりになっていた。しかるに、本洗馬村は「用水揚口之義は殊之外地高成場所へ引揚候故外村の揚口とは格別難場に御座候、……漸々揚込申候処取払候ては大川筋堀入容易に水揚り不申手間と水候内には四取早上り難義致候。殊に揚狭く立込候所生水にて用水尻不残大川へ落込候得は捨て水と申者無之候」というわけで大川落しに同意できないと言っている。しかしながら、流末の九ヶ村の難義とは比較ならないから、「双方和談の上、用水揚口難儀無之場所双方村役人立会之上、大川落至し、以後渴水の節、流末村より申遣し候節は、彼是日限無故障双方村役人立会大川落致候筈に」定められた^(注13)。

このように分水方法を見れば、水利の機会をできるだけ平等にしようとした意向がうかがわれるのであるが、水元村と余水請村とが全く平等の権利を享受したとは考えられない。

次に、水元村との関係を中心として地元村との権利の強弱関係を見としよう。

地元村は用水源または元入口の所在地で特別の保護を受けているようである。江州草野川筋大井組の記録によると、「飯山村田地壹町六反余、徳山村田地四反九畝余」について「弐ヶ村共堰川浚に出不被申、徳水にて養来った」とあるように飯山が堰元で、徳山は井路敷地であったから、いずれも川浚い、普請の負担を免れて、しかも、井組同様の水利を受けていたのである^(注14)。

水下村は水元村の余水を、水元村の承諾にもとづき、あるいは水元村の不取水の承水者として事実的に利用するのが通例であった。このような余水請の権利または利益は平水に限って成立したもので、その利用方法は、引水勝手次第ということもあり、用水村落として仮樋を設けることもある。

水元村との特約に上る余水利用については、その受益の程度に応じて水利施設の修理保存作業のための人足その他の諸役を余水権者において負担する義務があった。また事実上の余水利用についても、水元村の通水義務違反に対する異議申立が訴訟として取上げられたようであるから、これについても権利性が存在するようである。以上が、個別的水利権の大要であるが、次に総体的水利権について見ることにしよう。

同一水系について各種の利用権が競合する場合がある。

事例として、安政三年の信濃国筑摩村井町外三ヶ村と同郡二子村用水出入裁訴証文の文面に百姓某が、「無運上に候上は引払候様」に支配役所から命ぜられた水車をそのまま運転して処罰され、「論所堀筋今村喜兵衛水車は相止、此後同所之義対談之上は格別、みだりに水車等相位立間敷」という判決がなされている^(注15)。これは農業水利権が水車営業に対して優位であったことを証するものである。しかし、右のように農業水利権は、他種水利権に優先したようであるが、それは如何なる用途にも自己の支配を許された水の流用をなす権利が与えられていたかというに、それは、そのようなものではなく、農業固有の目的にだけ利用し得るのである。それも余水権者だからというのではなく水元村でも同様であった。また、水利権は、特定田に対する権利であるから、水懸り水

田が特定していたから、それ以外以外の田地への流用が禁止されていたのである。「水懸り」田地
が固定していれば、その面積に応じて所要水量もほぼ一定するわけで水利権は田地の必要とする定
量の水を支配する権能である。それ故に、所在の全水量に対する概括的支配権ではなく、必要限度
にとどまるものである。灌漑の所要水量は、水懸り田地の面積からだけでなく、水懸りの期間によ
っても規制される。そして、その期間が大体一定して、「四月一六日早魃にて田植成兼、或は植て
以後用水無之時」に水の需要が特に切実となるのである。番水などによる分水が実施されるのもこ
の季節である。この期間以外になれば、別種の利用でも、それが劣位のものでも、その利用は承認
されていたようである。

(5) 第五期における農業技術と農業水利権

(A) 農業技術

まず土木技術から見ることにしよう。

明治政府は、河川が国土保安の上に重大な関係を持つことを認め、早くより統一した治水策をと
り、直轄施行する方針をとった。そこで政府は、明治五年からオランダより河川技術者を招いて河
川技術を取入れ、同時に有能な技術者を欧州に派遣して、新しい技術を習得せしめた。そして、オ
ランダ技術者の指導の下に、淀川・利根川・北上川・筑後川・信濃川等に対して低水工事を施工
し、その技術は、オランダ式粗朶水制工を用いた。この粗朶水制工は、粗朶を束ねて径六寸位にし
たものを三尺間に井桁に組み、その上に三段に粗朶を敷き、また、その上に前と同じく粗朶を束ね
たものを井桁に組み、下の枠と緊結し、さらに上下を通じて杭を打ち、この杭に柵を編みつけたも
のを河岸から水流に突き出し、砂・砂利・割石を詰めて沈め、さらにこれに粘土を充填し、この上
に割石を張ったもので、これによって河の流水を固定させ、適当な水深を維持しようとするもので
ある。このような低水工事に対して、洪水対策としての高水工事も、局部的に行われている。この
高水工事は、その実施計画と施工はフランスより帰朝した日本人技術者により、明治26年以後に、
まだまだ、大洪水が発生したことにより、河川法が公布され、翌年砂防法が施行されるようになって
から本格的なものとなったようである。

明治以後の灌漑排水事業を見ると、明治末期から大正・昭和にかけて、その施工数は増加してい
るのであるが、その内容は、開墾・灌漑・排水水害予防・揚水機設置・干拓・潮除等が見られる。
そして、明治20年頃までは、東北地方には施工数は少なく、中部・関西地方に多く見られるのであ
る。特に地域的には愛知新潟の諸県は、水利組合によって施工されたものが多いようである。灌漑
排水事業と附随して、区画整理事業も、明治以後増加している。そして、これらも個人事業によら
ず、在村の有力者の指導によって数人または、数10人が集まって共同的に集団事業として行われよ
うになってきた。

区画整理の方式は、幕末の旧方式から、明治20年代には、静岡式・石川式へと発展し、その後、耕地整理法施行後も、いずれかの方式によって施工されている。これを要するに、現代の土木技術の特色は、大河川に対する水利施設の築造が可能となり、施設そのものの巨大化により多量の用水量を貯水し得るようになると共に、他方においては、合目的な施設も可能となり、各種の目的に適合する施設が行われようになってきた。そして、これらの中で最も灌漑用水に関係のあるものは、用水合口と多目的ダムの築造である。次に、この2つについて見ることにしよう。

(a) 用水合口

農業用水の取入口の合口は、明治20年代に富山県下、常願寺川左岸の全取入口が合口している。岡山県下、高梁川水系では大正年間に高梁川東西用水として下流部14ヶ所の取入口が合口し、昭和初期に富山県下、黒部川水系と庄川水系のほとんど全部の取入口が合口した。しかし、これらは、農業用水の配分を合理化せんとする必要にもとづくものではなかった。高梁川東西用水の場合は明治26年の大水害が契機となり、河川改修工事の付帯事業として行われており^(注16)、黒部川と庄川の場合は、電力会社が、その扇状地の急勾配を流下する農業用水の水路の落差を利用しようとし、それが、農業用水の合口を促進する要因となったのである^(注17)。

戦後に用水合口の行われた北上川水系胆沢川についての新沢氏の報告によると^(注18)この川には、寿安堰と茂井羅堰があり、全体で6,500町歩を灌漑している。戦前には、それぞれ独立の水利組合を結成し、旱魃時には、激しい水争をやっていたが、戦後は、合口取水をすることになり、2つの組合は合体して胆沢土地改良区を結成した。その後、石淵ダムが完成し、水源の整備ができ、用水不足のときには、ダムから放流されるので改良区の運営は円満に行われている。この事例は、灌漑地域が一つの水利団体に合体するときは、水利団体の内部問題として、合口施設の完備を待たないでも、ある程度まで配水の合理化をはかることは可能であるが、より望ましい配水の合理化は、用水合口により初めて可能であり、団体の合併も、合口堰堤の築造をなさんがためであったと理解することができる。

(b) 多目的ダム

わが国において、洪水に対する治水方式が、貯溜方式に転換するようになった契機は、昭和22年の利根川水害、同23年北上川水害、同28年の白川・筑後川・淀川の水害である。そして、この貯溜方式には、洪水調節池方式とダムによる調節池方式があり、このダムによるものには、洪水調節専用ダムと多目的ダムとがある。

多目的ダムの場合は、発電・農業用水・上水道などの諸要求を満足させなければならぬので調節池を全く空にしておくことはできない。そのため貯水池の上部には、洪水調節水深を設け、この部分だけ空にしておく。下流への洪水の流出は、堤作上部の溢流部で行われる。流下と流出量の差が調節水深に相当する貯水容量部門に一時的に貯溜されることになる。

ところで、このような多目的ダムが築造されるときは、それは、ダムの容量と高さばかりでなく、取水施設・逆調整池・余水吐などの付帯施設も、利水と治水の要求を充たすように計画されるものであるが、ダムという一施設を多目的に利用し、ダム全体の効率を高めるために、利用の方法を一定基準によって規制しなければならない。したがって、そのダム操作規則が、それぞれの利水の水利権の内容をなし、その多目的ダムが、その河川の利用の規定者であると見ることができる。これらの事象を具体的的事例で見ることにしよう。

事例(一) 北上川水系胆沢川石淵ダム(注19)

このダムは、昭和22年と23年の北上川大洪水の後、洪水調節を主目的とし、発電と農業用水を副的な目的として、建設省が建設したもので、そのダムの操作規定は、35ヶ条からなるが、そのうち利水に係する規定は次の如くである。

第1章 総 則

第1条 この規程は、石淵ダムの操作により北上川の洪水調節を行い、更に下流地域の発電及び灌漑に資し、以て治水・利水の効果をあげ、公共福祉を増進せしめることを目的とする。

第2条 (1) 前条の目的達成のため、ダム主任者及び副主任、それぞれ1名を置く。

(2) 主任者は建設大臣の命ずる者とし、副主任は、東北地方建設局長の命ずる者で、ダム操作に関し知識と経験を有する者でなければならない。

(3) 副主任者は建設省石淵ダム管理所に勤務するものとする。

第2章 洪水期間・満水位・制限水位

第6条 7月1日より9月30日に至る3ヶ月間を洪水期間、10月1日より6月30日に至る9ヶ月間を非治水期間とする。

第7条 ダムの満水位を標高318米とし、如何なる場合も貯水池水位をこれより上昇せしめてはならない。

第3条 標高312米を洪水期間における平常制限水位とする。

第3章 余水吐門扉の操作

第13条 ローラーゲートの操作は、次の各号の場合に行うものとする。

(1) 第14条及び第15条に記載する場合

(2) 貯水池水位が標高312米以下であって、発電使用量が下流地域の灌漑等に要する水量に満たないとき、その不足水量をダムに放流する場合

第15条 非洪水期間中は、できるだけ、無数放流をさけるよう操作するものとする。

(2)～(3)号省略

(4) 前項により貯水池水位を低下せしめたる場合において、出水開始後第14条第2項に準じ、ローラーゲートを全開するもなお、貯水水位が上昇する場合はローラーゲートを

全開のままとし、水位が満水位に達するを待つこと、但し、降雨及び洪水の状況により出水終了までに満水位に達しないと予想される時は、適宜放流量を減少せしめ、できるだけ満水位まで貯水するようにつとめるものとする。

(5) 貯水池水位が満水位に達した後は、満水位を保持するようローラーゲート进行操作する。

第16条 テインターゲートは、次の各号の場合の外は、開門操作を行ってはならない。

(1)は省略

(2) 貯水池水位が312米以上であって発電使用水量が下流地域の灌漑等に要する水量に満たないとき、その不足水量を堰堤より放流する場合。

第18条 余水吐門扉を操作しようとする時は、予め発電所長及び上下流関係方面に連絡して、その状況を遅滞なく、それぞれ通報しなければならない。但し、発電所の放水量と合せて毎秒16立方メートルを超えない場合は、発電所長と協議だけで操作することができる。

第5章 平常時の操作

第25条 主任者は年1回河川堰堤規則第15条の規定による様式に準じて、ダム状況報告書を東北地方建設局長を経由し、建設大臣に提出し、その写を関係県知事に送付しなければならない。

第27条 湛水区域内における土砂堆積状況調査のため、毎年5月、11月の2回更に洪水のあった直後に同一断面において実測を行い、土砂堆積状況報告を作成し、東北地方建設局長を経由し建設大臣に報告し、その写を関係県知事に送付しなければならない。

第6章 以下省略

右規定から理解されるように、利水に直接関係のあるものは、わずか4ヶ条にすぎない。したがって、これでは発電と農業用水との調整をはかることは不可能であったから、昭和29年5月、建設省、電源開発株式会社と土地改良区との話合で、次のような「石淵ダム貯水利用計画暫定措置」を定めた。

石淵ダム貯水利用暫定措置

(1) 水使用計画は別記62表を目標とする。

但し、その最高、最低は次の通りとする。

5月24日～5月31日、毎秒16噸、6月1日～6月10日、最低毎秒10噸、最高毎秒16噸、6月11日以降は最低毎秒10噸を目標とする。

(2) 7月1日の制限水位312米を維持することに相互に協力すること。

(3) 水使用についてはできるだけ節約すること。

(4) 1週間分の水使用計画を1週間前に連絡すること。

(5) 農業の労働時間を参酌の上、水の流し方を充分考慮すること。

(6) 土地改良区内における水配分計画を早急に樹立すること。

事例(二) 木曾川水系丸山ダム^(注20)

丸山ダムは、洪水調節と発電の2目的ダムで、農業用水は目的に含まれていなかった。したがって、上流に丸山ダムが建設されても、下流の利用には、なんら影響のないようにみえたが、下流部農業水利団体は、上流に巨大な調節能力を持つ丸山ダムが建設されたならば、水位に変動を生ずるおそれがあるとしてこれを問題にした。

この農業水利団体の要求により昭和26年、丸山堰堤設置に伴う治水利水調整協議委員会が設置され、治水利水関係者の協議の場が設けられた。委員会規約第10条では、次の事項を協議事項と定めた。

(イ) 堤設置に伴う流域の治水・利水に関すること。

(ロ) 堰堤操作に関すること。

(ハ) 丸山堰堤設置に伴う今渡堰堤操作に関すること。

(ニ) その他木曾川の治水・利水に関すること。

そこで、昭和29年2月、丸山ダム側は、調整協議委員会に堰堤操作暫定規程案を提示した。同案は農業用水側の反対にかかわらず、岐阜県知事の許可を得たのであるが、結局、昭和29年11月、会社と下流水利権者である宮田・木津・佐尾川・羽島のみ土地改良区との間で次のような覚書を交換した。

覚 書

関西電力株式会社(甲) 宮田用水土地改良区、木津用水土地改良区及び羽島用水土地改良区(乙) は木曾川の水利用について覚書を交換する。

(1) 甲は乙の灌漑について、左の方途を講じ、灌漑に支障の生じないように協力する。

(イ) 甲は今渡発電所の現行堰堤操作規程による放流と乙の灌漑取水との関係につき、速かに所要の調査をなし、これが改善をはかるものとする。

(ロ) 甲は下流灌漑に支障を生ずる場合は、従来例により放流協力すること。

(2) 乙は自己の水路その他灌漑施設の管理運営に万全を期し、河水の使用合理化に協力する。

(3) 激尾用水土地改良事業を為す場合は、甲は誠意を以って乙に協力すること。

以上2つの事例をあげたのであるが、ダム操作規制の主目的とするところは、ダムに参加する者の権利関係を明確にすることにあり、したがって、この操作規則によって、関係者間の権利関係を明確にするという機能を果たすことによって、既存の水利秩序を明確にするというだけでなく、当事者間の合意を、または、管理官庁の裁定を媒介とする新規程制定という立法作用を通じて、新しい水利秩序の形成ということも生じ得るのである。

次に栽培技術について、灌漑に直接関係のある稲作栽培について見ると。

(1) 選 種

選種は、まず穂選を行い、次に唐箕選を行う。比重選としての淡水選から塩水選に移行したのは、明治20年以後である。

(2) 播種前の処置及び播種

浸種期間は、明治前期においては、いまだ、10~20日位のものが普通で、地方によっては、30日の長日にわたるものもあった。また水揚後の萌芽期間も10日にわたっている地方もあった。その後期間は短縮され、5~7日内外の浸種期間となり、萌芽せしめず、揚播する方法が取られるようになった。現在では農業の進歩により、飽水期間は水温により異なることが発見され、水温15度で3日内外といわれている。苗代1坪の播種量も明治初期には1升内外のものが少なくなかったが、その後漸次減少し、現在では、2~3合内外となっている。

(3) 苗 代

苗代は初期においては、不整形のものであったが、明治10年頃から短冊苗代が奨励されている。そして明治20年頃には、全国的にこれが普及していたようである。この外、東北地方には、「通し苗代」と称して、苗を採った後も稲を栽植せず、終始水をたたえて、肥料分を施しておく苗代を見られている。

(4) 本 田 耕 種

耕起は、人力耕・牛馬耕が明治・大正・昭和にかけて行われ、関西地方の如く2毛作の多い地方では牛馬耕が多く行われ、第2次大戦後は耕耘機によって行われるようになってきている。

除草回数は、稲作期間、雑草量の差及び経営規模と労力関係によって異なるが東北・関東地方では2~3回、近畿地方では3~6回、中国・四国・九州地方では4~5回位である。刈取後の稲束の処置は地方により相違があるが、最も全国的に行われているのは、「地干し」で、これについて、「稲架」による乾燥である。この稲架は、とくに山陰地方に多く、その他は、湿田地帯及び山間部で行われるようである。

刈取って直ちに圃場でこき落す、いわゆる「野拔」は、関東・東海地方の乾田地帯で行われている。稲刈取後、冬季水田への灌水慣行は、東北地方に最も多く、東京近傍から静岡付近及び愛知県下に行われていたが、その後漸次減少し現在では特殊な地方のみ残存している。

以上が稲作技術についての個々の技術であるが、次に総合的・経営的技術について見ると、終戦後、水稻早期栽培・田畑輪換・農業機械化等がいちじるしく進歩普及してきたので、これについて若干考察しよう。

(c) 水稻早期栽培

この栽培は、水稻の作季移動及び生育期間の短縮化を意味するものであって。わが国の慣行的稲

作法の作季を改変せしめるところの画期的な意味を持つものである。そして、この水稲早期栽培を可能ならしめた動機は、品種の立体的適応性と作季の移動可能性という栽培理論に立脚して、保温折衷苗代に代表される育苗技術の進歩と新農薬の出現による害虫防除の進歩という新しい技術的基礎の上に形成されたものである。早期栽培の効果としては、水田の作付体系の変化または、土地利用の高度化を媒介として、水稲の増収効果をきたしたのである。ところが、この水稲早期栽培を制約し、同時にまた、これに影響を与える最大の生産条件は水利問題である。しかも、それは、単に経営内部の水利用だけでなく、その地域の農業水利秩序に、さらに、その領域の水系の水利秩序全体に関連するものである。したがって、早期栽培によって、如何に水利用の方法が変化し、その変化は水利秩序に、どのように影響を与えたかを見る必要がある。そこで早期栽培と普通栽培の水利用の差異を見ると、西南暖地においては、灌漑時期では、大体1ヶ月の「ずれ」があり、用水量では、早期作では5月、普通作では、6月が最高の山を形成し、ついで、早期作では、7月、普通作では8月が、それぞれ第2の山を示している。そして、それは、第1の山は、田植活着期であり、第2の山は、穂ばらみ出穂期である。このように用水必要期が相異なることから、早期作に転換することによって、天水田または、容水量の少ない溜池灌漑地域において、8月の「旱魃」回避が可能となり、また、河川灌漑区域においては、他種水利との調整の可能性が大となる。しかし、現実には、大部分の土地に、すでに、水利秩序が存在し、それが慣行稲作中心の秩序であって、早期栽培と当然衝突する情景となる。すなわち、水利秩序が強力な慣行として存在すればするほど早期栽培の導入は困難であり、逆に、早期栽培への要請が強力であればある程、既存の水利慣行に対して、その変革を迫るものである。これらの事情を示すものとして、具体的事例をあげることにしよう。

事例(一) 千葉県の水稲早期栽培^(注21)

千葉県の早期栽培は、「苗腐れ」の対策としての保温折衷苗代が発端である。この苗代は、床面の温度を高めることによって、健苗となるのであるが、増収効果を生ぜしめるためには、普通栽培よりも、播種期および植付期を約20日繰り上げることが必要である。このことが早期栽培へと移行せしめたと理解されるのである。それが普及過程を見ると、昭和25年から昭和28年までは、佐原市を中心として早期栽培が行われ、その後九十九里沿岸、印旛沼、手賀沼周辺に普及している。現在、それらの地域では70~80%位早期栽培が行われている。これらの地区における水利事情は、佐原市を中心とする利根川下流沿岸は、外水としての利根川の氾濫と、内水としての利根川に注ぐ大須賀川及び小野川の氾濫という2つの問題を持っていた。外水を防ぐ堤防構築・河川改修は、明治33年に起工され、昭和7年に大体完成した。内水については、全く対策が施されていなかったため水害が甚しくなった。そこで、地元民の要望により、昭和18年に両総用排水事業として、国営で開始され、昭和25年にほぼ完成し、後に、県営として支線工事が行われ、昭和28年に完成した。

この地域の経営体系を見ると、早期栽培によって、経営体系に変化は見られない。早期栽培は、

4月1日ごろ播種、5月15日頃田植であって、従来の早生種と変りはないからである。同じ経営体系内で、1つの栽培法が他の栽培法に移行するだけであり、水利条件も、その時期が多少前に「ズレル」だけである。したがって、この地方の早期栽培は、経営そのものが、既に水害に適應しており、そのために、集団栽培も、水利慣行の変更も不必要であったのである。この意味において、これは、水利秩序を変革するものではなく、むしろ、水利秩序に適應したものであると理解されるのである。

事例(二) 香川県木田郡山田町の水稲早期栽培^(注22)

山田町の早期栽培は、昭和28年以来水利の便のよいところに小面積ずつ取入れられ、昭和31年には総面積約169反となった。したがって、この町の水田作付体系は、普通作・水稲早期栽培方式・水稲晩期栽培方式・水田単作等である。そして、普通作が水田利用方式の8割をしめている。水田灌漑状況は、溜池灌漑が大部分で、河川灌漑及び天水によるものは少部分である。この溜池灌漑も5反以下の水田に灌漑する小規模のものが圧倒的に多く、100反以上のものは少数のようである。

比較的大規模なる溜池灌漑の例として、同町内の四ヶ池土地改良区について、灌漑慣行を見ると、この改良区の用水は、山田町の南部にある神内池・松尾池・城池・公淵池神内池の5つの溜池及び春日川によっており、受益面積は12,744反である。水利慣行としての配水慣行は、直接灌漑区域と共通灌漑区域では植付期間中4日毎の配水日割によって、番水が行われ、一般灌漑期間中は6日毎または7日毎の配水日割の番水が行われるのである。そして、この配水方法は、7選挙区から選出された総代で構成される総代会によって、基本事項が決定される。特に溜池の「初ゆる抜き」は総代会で決定し普通6月17日から20日の間に「初ゆる抜き」を行い、その後1昼夜は、「川ながし」として用水路をしめし、この川ながし後配水が行われるのである。この水利慣行が、早期栽培によって、どのように変化されたかを見ると、この地域の早期栽培は、東北地方の早生品種を利用し、本田移植が約1ヶ月早まり早害を回避することが可能になったので、従来の水利方式を変更することになり、従来6月中旬が池水の「ゆる抜き」であったのが、昭和29年から5月下旬に変更され、「ゆる抜き」後は、水田状況を見て相互に相談して適宜配水が行われている。すなわち、従来の栽培方式に適應していた水利慣行が早期栽培によって変革されるわけである。

(d) 田畑輪換

田畑輪換とは、水田を一定年間、稲作栽培の時期に畑地として畑作物を栽培し、後、再び水稲栽培に還元して、一定年間、これをつづける栽培方式である。この方式を採用するものの基本的条件として、水田における用水が自由に利用することが可能でなければならない。それには、水田の灌漑排水を自由に行い得る水利施設が完備する必要がある。したがって、これは、湿田では不可能であり、乾田であっても、農業が個別的に水田の一部を畑化しようとするとき、完全に排水し得ることが必要である。このような、田畑輪換方式と水利慣行とが如何なる関係にあるかを具体的事例に

ついて見ることにしよう。

事例、兵庫県明石台地における田畑輪換^(注23)

明石台地においては、稲例用水の不足に対して如何に農業生産を対応させるかが昔からの問題であった。山田川・淡河川疏水の開ザン以前におけるこの地方の主要栽培作物は、稲作を主とした畑作物であった。そして、降雨不足のため早魃になることがしばしばで、経済的苦境は深刻なものであった。この苦しみを打破せんとする努力が山田川・淡河川疏水の開ザンとなり、この地方一帯を水田化したのである。しかし、用水不足がいちじるしいので、この地帯では、溜池貯水量に応ずる稲作制限を行う、いわゆる「歩植」と称する配水慣行を実行して用水不足に対応してきたのである。この「歩植」の実施により水稲栽培が不可能となった水田は畑地として利用され、これが、この地方で「あげ田」と称されている。このあげ田利用が、この地方の田畑輪換方式の成因をなしているようである。

溜池の用水貯溜の豊富なきは、水田は水稲作になり、用水不足が予想されるときは、水田は、「あげ田」として畑地利用が行われるので水田は用水不足の強制によって田畑輪が行われるわけである。

煙草と水稲、西瓜と水稲、甘藷と水稲というように、貯水量の多少に応じて、「あげ田」と「配水田」の交替を媒介として用水不足に対応しているのである。しかし、この田畑輪換は、水利慣行の強制に応じて行われているから、自由なるすなわち、格差収益の増大を目的とする本来の意味の田畑輪換ということはできない。そこで、この地帯では、本来の意味の田畑輪換は如何にして行われたかという、それは地下水の個別的利用によってなされている。すなわち、水田に井戸を掘り、それから人力または動力によって揚水して早魃を防止する。また比較的地下水の高いところでは、吉部落申合せの組合を作ってポンプ・モーター等を施設して、揚水したのであるが、昭和23年の大早魃が契機となって、機械用水施設は大規模化してきた。それは、淡河川・山田川疏水に連なる溜池用水の補水を目的として、旧魚住村浜西部落の16号池及び17号池の国庫補助により深部地下水の揚水利用が可能となり、豊富な用水を取得することができ、それが基礎となって水田における自由なる作付体系が可能となり、田畑輪換方式が行われるようになったわけである。このような段階に達すると、水利慣行自体は、経営方式、そのものの制約の基礎となっているが、直接的な規制力は持たないようである。これを要するに、田畑輪換は、早期栽培のように、直接水利慣行を変革するという機能は、この事例では見られない。逆に、水利慣行の制約から脱出して、個別的な用水利用の方法を創造し、これによって、自由なる田畑輪換方式へと進展し、経営の有利性を獲得するという方向に進んでいるようである。

(e) 農業の機械化

農業の機械化の経営的役割は、農作業の能率化と土地利用の高度化である。そして、作業能率の

増進は、労働力の余裕の利用という面から、土地利用の集約化の方向に動き、その集約化は、さらに進んで、作付体系の変化を生じ、それは、また水利の条件を種々に変化させるものである。しかし、他の面では、水利慣行自体が、農業の機械化を導く場合もあることは、次の具体的事例によって知ることができる。

事例、三重県一志郡桃園村における農業機械化^(注24)

桃園村では、他の地方と同じように、機械化は、秋耕についてのみ考えられ、春耕については効果が少ないとされていた。ところが、雲出川に水源を求めるこの地域では、6月22日～23日に限られ、そして、それぞれ田植日が定められ、上流から下流に次第に移って行くので、田植作業は、非常に短時間に終ることが必要であった。したがって、代かきを行ないながら、一方で田植を行っていくため、苗は十分に活着せず倒伏し易かった。この倒伏の原因が、従来は、代かきの過剰であると考えられていたのであるが、それは代かきの過剰によるのではなく、代かきと、田植を同時に行うことにあることが理解され倒伏を防ぎ、活着をよくするものには、春耕に機械を導入することの必要を認識し、機械化が行われ、代かきと田植との間に若干の時間的余裕を作り出し、活着を良好し、初期成育を順調にすることができた。

この事例は、与えられた水の条件の下に、すなわち、従来の田植灌漑に上る田植期及び灌水期の変更のないままで、機械化が進み、稲作の安定の効果をあげたことを示すものである。次に、このような水利秩序への適応として行われる機械化の段階を越えて、機械化が水利秩序を変革する場合を見ることにしよう。農業の機械化が水利秩序を変革し得るためには、機械自体の効果が蓄積され、その結果が水利秩序に変革を与えるものである。そこで、機械化の効果であるが、耕耘機導入の効果について、金沢夏樹氏等の調査によると、次のようになっている^(注25)。

(イ) 東北単作地帯の例（山形県東根村12戸の調査）

適期作業	10戸	労力軽減	10戸
暗渠排水	5戸	区画整理	7戸
深耕可能	3戸	反収増加	6戸

(ロ) 関東田畑作地域における例（栃木県宇部宮市20戸）

農道拡張	7戸	区画整理	7戸
暗渠排水	7戸	裏作可能	2戸
労働力減少	17戸	役畜の乳牛への転換	7戸

(ハ) 戸伊勢平野における（三重一志郡久居町24戸）

区画整理	12戸	用排水路整備	12戸
交換分合	6戸	農道整備	18戸
適期栽培	18戸	労力節約	20戸

この報告例から見ると、労働節約・適期作業の可能・農道の拡張・区画整理・交換分合・用排水の設備等の効果が生ずることが理解される。そして、機械化により労働力の節約が行われるためには、農道の整備や用排水の整備が行われること、すなわち、区画整理が前提とならなければならない。区画整理については、そのものの形状と、土地交換分合が、水利との関係において問題となる。

(イ) 区画の形状

この形状を制約するものは、耕地の傾斜度・労働手段・水路の配置である。傾斜度については、水田の場合は、その傾斜に応じて段階を設けて地均し、一区画毎に水平を保持せねばならぬ。労働手段としての機械力の利用は、必然的に一区画の面積の拡大を要求するものであるが、そのためには、従来の旧い水の利用関係は変化を生じなければならない。したがって、強い旧水利慣行のある地域において、これが変革は、極めて困難である。水路の配置については、用水路と排水路がいずれも、用水路と排水路に接して、自由に用水引用と排水が可能であることが望ましい。

(ロ) 土地の交換分合

区画整理が本来の目的を実現するものには、その前提として、土地の交換分合が行われなければ、大きな効果を期待することはできない。勿論、区画整理が行われても前提たる交換分合が伴わぬ場合があり、区画整理が進み、それによって、機械化が促進され、さらに交換分合が刺激されるという経過をとる場合もあるが、農業経営の進み方の順序から見れば、まず機械化を契機として、交換分合ないし、区画整理に進むことが普通である。

農業の機械化が労働力の節約から、作付方式の集約化、それに伴う作業の能率化、さらに水利規制から自由という方向に進む結果が交換分合、区画整理、一区画毎の用排水の完備を必要とするに至るのである。しかしながら、機械化から交換分合ないし区画整理の形に進むには、事実上は種々の困難があるので、土地利用の集約化の一つの方法として、水田経営の場合は、水稻の集団栽培を行うことが多く見られるのである。この集団栽培は、水利用の不完全性を前提として、これに適応するものには、同一作付方式のものは、一つにまとまるべきであるということから形成される場合が多いようである。したがって、同一集団内では、厳格な水利規範によって統制されるという結果になるのである。

明治用水の末流を灌漑せる愛知県安城市赤松部落の例を見ると、その集団における用水利用は、「水掛」に一任されており、一律に一時期の配水を条件として、厳重なる統制の下に、作業が進捗されているようである^(注26)。ところで、集団栽培の進み行く方向を見ると、それは、小集団地域化の傾向と、交換分合の傾向が見られるのである。交換分合は、小集団内における耕地分散をなくするものの交換分合と、集団相互間における耕地分散をなくするための交換分合が行われるが、いずれの場合も、水の利用及び管理を複雑化することは明らかである。これを要するに、農業の機械化

から出発せる経営合理化の方向というものは、区画整理・交換分合等の土地改良を通じて、自由なる水利用を要求するものであることが理解されるのである。

(B) 灌漑水利関係

明治以後における灌漑施設は、前時代の領主によるものから、市町村・市町村団体・任意用水団体に移行し、明治23年水利組合法制定、明治41年水利組合法及び耕地整理組合法公布後は、これらの法律に基づく耕地整理組合または水利組合によって施工される場合が多くなっている。このことは、従来の用水団体を近代的法体系の中に直接組入れ、農民の在来の私的自治体に新たな公的色彩を付与して、行政官庁の監督に服従せしめるに至った過程と見ることができる。大正以後においては、貯水池の築造は、極めて少なく、多くは河川を対象として堰堤を築造することによって用水を取得する方法が取られるようになっているが、これは大正以後の土木技術に依存するものである。その後昭和24年に耕地整理法及び水利組合法が廃止され、土地改良法が制定されるに及んで用水施設の施工をする主要なものは、成法上は、この土地改良区に移行している。しかし、現実には、個人・任意団体・村及び村落団体・農業協同組合・都道府県・国等各種のものが存在するようである。農業水利権そのものについて見ると、水利権の主体は、総体的水利権の主体としての任意団体たりし用水団体は、水利組合法及び耕地整理法の制定により、あるものは、これらの制定法にもとづく用水団体として公法人化され、しかも、その構成員は土地所有者たる個人に限定されることになったのである。しかし、現実存在する用水団体は、これらの実定法によって改組されることなく、部落を構成単位とするものが多く見られる。そのことは、土地改良法制定施行後の現在においても依然として農村に見られる現象である。

水利権の構造について見ると、この時代になっても、農業水利権の性格は、全体としては封建的性格を帯有し、成法上はある程度、主体に対しては公法人化されているけれど、それは形式上公法人化されたという側面が多く、実態としては、この時代の前半には、任意団体のものが多く、時代の経過とともに公法人化されるものが多くなった傾向が見られるのである。しかし、水利権そのものは、近代化されず、依然として封建的権利と見るのが正しいであろう。したがって、構造も、前時代と同じように、用水施設管理権・分水権・通水権・水流変更権・用水使用権等のある程度まで独立性を認め得る個別的水利権に区分することが可能であるが完全なる独立性を認めることは不可能のようである。すなわち、水利権の内容たる個別的水利権の全部は、用水団体に帰属して、一つの総体的水利権を構成している。そして個別的水利権の帰属性＝主体性の強弱は、各場合によって相異している。現象的に見れば、施設の管理権と分水権が最も強く表現されていて、その他は不明確である。しかし、通水権・水流変更権・用水収益権の主体でないということではできない。それらの権利は、すなわち通水権・水流変更権は構成単位たる部落への帰属性が強度にあらわれ、用水使用収益権は部落内の農民に、その主体性が強度にあらわれている。

つぎに他種水利との関係を見ると、明治以後の経済の発展に伴い、都市人口の増加を促進し、飲料水の欠乏や、保健衛生上の要求から大都市の水道事業が相ついで計画され、これらの水道水源は河川水を引用するものであるから、従来の引用関係にある灌漑用水との間に利用上の競合関係を生じ、農業水利権と水道用水権との調整問題が発生するに至り、また他方において、科学技術特に発電技術の進歩により、水力発電事業が発達するに及んで、これが河川を利用し、支配する程度は、水道用水の比ではなく、全国河川に亘って、排他的独占的利用が行われるようになり、従来のような、灌漑用水の原理にもとづいて、農業水利権の優先性を主張することは不可能となり、各種水利権を調整する新しい原理によらねばならぬ段階に立ち至っている。

(C) 農業技術と農業水利権との関係

以上農業技術と農業水利権との関係を究明するため、これらの史的発展の跡をたどって見たのであるが、明確なる関係を把握することはできないが、関連性を認識し得た若干の点について指摘して見よう。ところで、生産技術と権利との関係については、従来直接これを研究課題とせるものはないようである。唯物史観の立場からは、生産技術の進歩発達は、生産力の発展を生じ、これが生産関係に必然的な変化を与え、生産手段の支配関係を変更せしめ、したがって、規範関係、すなわち権利関係に変化を生ずると提言しているが、具体的研究例はないようである。

また、わが国においては、「法律と技術」との関係については、田中耕太郎博士が商法研究第一巻に「技術的法としての商法」という論文の中で次のように論じている。すなわち、「法は技術の内容とする場合がある。この場合において法律規範は決して、それが内容たる技術自体を混同せられてはならない。法が一定の技術をもって、その内容となすのは、それが法の目的を達するものの合理的手段たるがために外ならぬ。たとえば、教育学上の技術が文政上の法規の内容を構成するとする。この場合に教育の技術は、それ自体法規たる性質を有するものではなくて、国家が、その意志決定によって、その技術を法規の内容とすることを合目的なりと認め、これを法規の内容として採択するからである。すなわち、国家は技術に対し、それ自らの目的よりして価値判断をなすのであってこれは、国家が取引関係において行われる慣習を法典の中に採用する場合の論理的に全くその趣を同一にするのである。法律規範の内容をなす技術は、法律規範に対し、事実すなわち前法律的なものである。それは法の外皮を被るべき社会的事実である。故に造船技術が法の内容をなす場合において、技術規範はまず、所与たる自然法則を、その目的にしたがって配列する。これすなわち、第一の加工である。次に法はさらに技術の所与として、その文化目的に関係せしめ、法の目的より批判して以ってその内容となす。これ第二の加工なり」と、これを要するに、田中博士の見解は、法が技術の内容とする場合には、法的価値判断に基づいて加工し、法的浄化作用を行うことによって法規として完成するものであると指摘しているにとどまるのであって、法規に基づいて成立せる権利と権利内容を構成せる技術との関係について直接論及しているのではないようであ

る。

思うに、権利と技術との関係は、特に物権を問題とする場合は、物権自体の歴史的 성격が重要性を持つものであると考えられる。何んとなれば、物権は川島教授が所有権について、その観念性について指摘しているように^(注27)、所有権は現実性より、ゲヴェーレ性を経て観念性へと歴史的に生長し、近代的所有権に成熟するのである。そして、成熟せる近代的所有権は完結せる観念性を有する権利であるから、その内容は、基礎となるべき物的技術には直接関連性は稀薄である。したがって、その技術の変化が直接権利自体の変化を惹起することは比較的少ないと考えられるのである。

しかるに、物権的性質があると考えられるわが国の農業水利権は、前近代的な封建的水利権の形体で現在もなお農村に存在しているのであるから、観念性は稀薄にして、現実性の濃厚なる権利として、その内容を基礎づける農業技術は、直接水利権に関係があると考えらるべきである。しからば、どのような関連性が前述の事象分析から指摘し得るか、それは次のように要約することができるであろう。

農業水利権と農業技術との関係は、水利権の歴史的段階により相異なるものであり、現実性が濃厚である程、その関係は密接であり、観念性に近づくにしたがって、その関係は間接的となり、技術と権利との間に、その当時の政治・経済・社会関係の中間領域が支配する傾向が強くなるであろう。

つぎに農業技術の発達にしたがい、水利権の内容は複雑多様化すると共に、水利権自体は、総体的構造が分裂して、個別的水利権としての施設管理権・分水権・通水権・用水使用権と分化し、その主体の独立傾向が発生し、特に用水使用権の個別化、分離化が見られるものである。しかし、前述の事象では、この傾向が明確には表現されていない。それは、わが国の農業水利権が未成熟であって、現在も封建的水利権であるからである。最後に、両者の緩衡性、すなわち、反応度の強弱関係を見ると、計量的・定量的分析結果を示すことは不可能であるが、水利権の現実性が濃厚なほど、緩衡性は弱く、したがって技術の反応度は大であり、権利の観念性の濃厚なものほど緩衡性は大であって、技術の反応度は小であるといえることができる。したがって、わが国の農業水利権は緩衡性が小であると結論することができる。

(注 1) 日本書記(新訂増補国史体系)

(注 2) 古島敏雄, 日本農業技術史上

(注 3) 古島敏雄, 日本農業技術史上

(注 4, 5) 宝月圭吾, 中世灌漑史の研究

(注 6) 古島敏雄, 日本農業技術史上

(注 7) 土木工学会, 明治以前日本土木史

(注 8) 古島敏雄, 日本農業技術史下

(注 9) 大竹秀男, 「近世農業水利組合の性格」法学14巻2号

(注10, 11) 西崎正, 「徳川時代における農業水の権利関係」国家学会41巻3号

- (注12, 13, 14) 大竹秀男,「農業水利権の近世的態容」法学15巻2号
(注15) 松本始審裁判所「規定違反の訴訟」原告証拠物写
(注16) 農業水利問題研究会, 高梁川水系における農業水利秩序変革に関する研究
(注17) 新沢嘉芽統, 農業水利論
(注18) 農業水利問題研究会, 農業水利秩序の研究
(注19) 資源調査会報告4号, 多目的ダム管理に関する中間報告
(注20) 農業水利問題研究会, 農業水利秩序の研究
(注21) 昭和32年8月, 筆者の調査資料
(注22) 農業水利問題研究会, 農業水利秩序変革に関する研究
(注23) 平井俊哉,「田畑輪換による水田利用の高度化」農業と経済23の11
(注24, 25, 26) 農業水利問題研究会, 農業水利秩序の研究
(注27) 川島武宜,「所有権の観念性」法学協会雑誌61巻1号

あ と が き

この論文は、所属学会たる経済法（農業法）学会の機関紙に投稿するつもりで執筆したのであるが、この研究の動機は、恩師の水産経済学者の日大教授、岡本清造先生、農業経済学者たる東大名誉教授東畑精一先生の指導に基づくものであります。したがって、法律学会の機関誌よりも、経済学会の機関誌に掲載した方がよりよきご批判をいただくことができると考えまして、本学会に投稿させて頂きました。読者の方々のご批判を頂ければ幸いです。